



WWF

JAPAN



ネイチャーポジティブ 実践に向けた手引き

—「森林破壊・土地転換ゼロ」を事例に—

ネイチャーポジティブ実践に向けた手引き
— 森林破壊・土地転換ゼロを事例に —
WWF ジャパン 2022年12月

WWF ジャパン
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3F

著者：
南明紀子、相馬真紀子、古澤千明、中溝葵
山岸尚之、前川聡、橋本務太、小林俊介

WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、サステナブルな社会の実現を推し進めています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

WWF® および World Wide Fund for Nature® の商標と ©1986 Panda Symbol は世界自然保護基金が所有しています。
無断転載を禁ず。©WWF-Japan, 2022

表紙・裏表紙写真

- © Antonio Busiello / WWF-US
- © naturepl.com / Andy Rouse / WWF
- © James Morgan / WWF
- © Adriano Gambarini / WWF-Brazil
- © Jo Benn / WWF
- © Jürgen Freund / WWF
- © Ola Jennersten / WWF-Sweden
- © Matthieu Paley
- © naturepl.com / Gavin Hellier / WWF
- © Antonio Busiello / WWF-US
- © Shutterstock / Johan Fehr Enns / WWF
- © Andre Dib / WWF-Brazi



© Shutterstock / Vincent St. Thomas / WWF



目次

はじめに	4
1. 森林破壊の現状	6
COLUMN 1 環境・人権 DD 法制化の動き	9
2. 総合商社の取組状況 調査結果	10
全体考察	
COLUMN 2 AFi による「森林破壊ゼロ」の共通言語化	13
COLUMN 3 ランドスケープ全体を守るために 事例：インドネシア・スマトラ島 (紙パルプ、パーム油、天然ゴム)	16
❶木材の結果と考察	18
❷紙パルプの結果と考察	22
❸パーム油の結果と考察	25
3. 持続可能な サプライチェーンの 構築のために	29
COLUMN 4 ランドスケープ全体を守るために 事例：南米 (大豆、カカオ、牛肉)	31
❶森林破壊・土地転換リスクのある 農畜産物 (天然ゴム、大豆、牛肉、 カカオ)	33
❷水産物	40
❸繊維	44
COLUMN 5 加速する ESG	49
❹気候変動	50
「人と自然が共存できる社会の実現」 のために	52
用語集	53
データ集	54

はじめに

WWF Global Forest Practice Lead フラン・レイモンド プライス

森林、サバンナ、草原、泥炭地など、世界で最も貴重な自然生態系が驚くべき速さで破壊され、世界中の生命と生活を脅かしています。これらの重要な自然生態系は、環境を調整し、生物多様性を維持し、食料安全保障だけでなく、人間の健康、権利、生活を支えるのに欠かせないものです。

農業、林業、その他の土地利用は、気候変動対策においても大きな役割があります。農林畜産業やその他の土地利用などに起因する土地転換からの温室効果ガス排出は、世界全体の排出量の22%に上り、更にその半分の11%は、森林破壊と土地転換によるものです。この破壊の多くは、牛、大豆、パーム油、木材、カカオ、コーヒー、ゴムの7つの主要なコモディティに起因しています。2010年、Consumer Goods Forum (CGF)は、2020年までに正味の森林破壊をゼロにするという決議書に署名しました。それ以来、世界中の多数の大企業が、森林破壊ゼロ¹に向けたコミットメントや調達方針を公表してきました。これらの誓約は歓迎すべきことであり、必要なことです。しかし、10年以上経った今でも、残念ながら世界の森林は破壊され続けています。ネット・ゼロを約束した主要な森林・土地・農業関連企業の90%以上が、森林破壊への対策不足により、気候変動に関する約束を果たせなくなる恐れがあるのです。

WWFの分析によると、公約に対する進捗状況を報告している企業は41～46%に過ぎず、目標に対する進捗状況の平均は55%に過ぎないことが分かっています。パリ協定を達成し、自然破壊を食い止めるためには、民間企業によるアクションの加速が重要です。

2022年エジプト・シャルムエルシェイクで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP27) において、世界の指導者たちが森林と気候に関する課題にハイレベルで取り組むことを表明したのは心強いことですが、政府だけでなく、民間セクターの行動が必要です。

私たちの地球とそこに住む人々は、企業のコミットメントが実を結ぶまであと何十年も悠長に待つ余裕はありません。森林や生態系を維持するためのインセンティブを与える政策の枠組みの中で、企業のコミットメントが機能し、環境破壊を食い止めるためのより高度な金融制度や手段とともに、統合されたアプローチが必要なのです。特に、森林コモディティを扱う企業には、森林破壊や土地転換を減らすための戦略に幅広いステークホルダーを巻き込み、これまで以上に野心的で包括的な取組みの原動力となるよう強く求めます。

私たちの地球の生命維持システムは危機的な状況にあります。もはやこれまで通りのやり方（文字通りのビジネス・アズ・ユージュアル）は通用しません。企業には、森林破壊ゼロのコミットメントを迅速かつ包括的に行動に移すことを期待します。私たちと一緒にこの危機に立ち向かっていきましょう。



A handwritten signature in dark ink, appearing to read 'Fran Raymond Price'.

1. 「森林破壊ゼロ」は、「森林減少ゼロ」という呼び方をされることもあるが、本稿では「森林破壊ゼロ」で統一している。

カーボンニュートラルの先は、ネイチャーポジティブ

WWF ジャパン事務局長 東梅貞義

企業経営者に求められている 気候対策と森林保全の統合

森林には、炭素貯留機能や生物多様性といった公共的な価値がある一方で、国家や企業にとっては林産物という財を生み出す「資源」や、農産物などの生産基盤としての「土地」としての実用的な価値があります。この実用的な価値のために公共的な炭素貯留機能や生物多様性は犠牲となり続けています。

実際、森林は減少を続けており、2004年から2017年までの14年間に世界の24か所で4,300万haの森林が消失したことが明らかになっています（WWF 森林破壊の最前線、2021）。その最大の原因は、森林から農地や放牧地などへの転換であり、私たちの消費と密接に関わっています。

森林は炭素の吸収源・排出源でもあるため、破壊や土地転換により失われてしまうことで、生物多様性保全だけでなく気候変動対策にも多大なる影響を及ぼします。日本では、気候変動対策、カーボンニュートラルへの動きがやっと進んできたところですが世界的には、政府や企業が脱炭素への取組みを進める中で森林の保全も重要性を増しています。

2021年11月、イギリスで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において日本を含む140を超える国が署名した「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言（以下、グラスゴー宣言）」が採択されました。2030年までに森林減少を食い止めるために、各国が協力することを約束し

ており、既に欧米各国では法制化の動きも出ています。

では日本はどうでしょうか。WWF ジャパンは、日本の農林畜産物消費から森林破壊を排除するため、サステナブル調達を推進していますが、サステナブルな調達を方針として公表している企業は欧米に比べて少なく、方針を策定していても実際の取組みが不足している、または内容の開示を行っていない企業も多く、順調に進んでいるとは言い難い状況が続いていると言わざるを得ません。今後、気候分野だけではなく、自然、中でも森林減少に対するESG情報開示の国際的な要求と標準化が進行しつつあることに、日本企業は注目する必要があります。

本報告書ではまず、自然がもたらす多様なコモディティを取り扱っている総合商社に焦点を当てて取組状況を確認しましたが、1社、1団体の努力だけではサステナブル調達を実現することはできません。サプライチェーン全体を通じて、また政府や消費者も巻き込んだより大規模なネイチャーポジティブ実現を目指すムーブメントが必要とされています。本報告書が皆さまの取組推進に向けた一助となれば大変うれしく思います。

東梅貞義



An aerial photograph showing a dense green forest with a winding river. The forest is partially replaced by agricultural fields, likely palm oil plantations, which are visible as a grid of straight lines and rows of trees. The text '1. 森林破壊の現状' is overlaid in the center of the image.

1. 森林破壊の現状

衝撃的な森林破壊と土地転換の速度

世界の自然生態系は、地球上の生命にとって極めて重要であるにもかかわらず、人間の活動による森林破壊と土地転換によって深刻な影響を受けている。WWF 報告書「[森林破壊の最前線](#)」だけでなく、国連食糧農業機関（FAO）も、過去20年間、平均で毎年約1,300万ヘクタールの森林が破壊されたと報告している。Global Forest Watch（GFW）のデータでも、毎年平均1,000万ヘクタールの森林が、主に農業によって破壊されたと報告されている。

「森林破壊ゼロ」から 「森林破壊・土地転換ゼロ」へ

これまで、土地転換の有無は主に森林を対象に評価されていたため、森林以外の自然生態系についてのデータは少ない。しかし最近では、森林に隣接することが多い草原やサバンナといった生態系の土地転換が驚くべき速さで進んでいることも注目されるようになってきている。

例えば、南米最大のサバンナ地帯であるセラード生物群系では、2001年から2020年までのわずか20年間に、その総面積の15%（2,900万ヘクタール）が放牧地や大豆農場に転換された²。日本で言えば、本州、九州、四国を足した面積にほぼ匹敵する。北米の大草原地帯、グレートプレーンズでも、2014年から2018年の間に農地転換によって失われた面積は560万ヘクタール、総面積の約37%に上った³。

森林破壊と土地転換が起こる際には、まず森林が分断され、その後劣化へと進行する傾向が見られる。こうした森林の分断化と劣化も急速に進行しており、世界最大の熱帯雨林であるアマゾンで過去10年間に分断化により劣化または減少した森林からは、貯留量を超える炭素が放出されたといわれる⁴。

この背景には、木材の違法伐採、持続可能でない農林畜産物の生産と管理など、さまざまな人為的要因がある。加えて自然現象としての火災や干ばつ、樹木の枯死を促進させる病害虫も増加しており、これらはすべて気候変動により悪化している。世界の残存するサバンナや草原の大部分も、火災や過度の利用によって徐々に劣化していることがわかっている。

2. PRODES TerraBrasilis (2020). <http://terrabrasilis.dpi.inpe.br/app/dashboard/deforestation/biomes/cerrado/increments>

3. World Wide Fund for Nature (WWF) (2020). The Plow Print Report: https://c402277.ssl.cf1.rackcdn.com/publications/1359/files/original/PlowprintReport_2020_FINAL_08042020.pdf?1596569610

4. Qin, Y., Xiao, X., Wigneron, J.P. et al. (2021). Carbon loss from forest degradation exceeds that from deforestation in the Brazilian Amazon. Nature Climate Change (442-448). <https://www.nature.com/articles/s41558-021-01026-5#citeas>

森林をはじめとした自然生態系の劣化を食い止めるためには、人間の暮らしを支える農林畜産物のサプライチェーンの現状を理解し、持続可能な生産と消費のあり方を変えていくことが急務である。本報告書では、原産国から日本へのサプライチェーンにおいて日本企業の中では上流に位置し、世界的な森林コモディティの流通においても大きな役割を占める商社業界に注目した。総合商社各社が持続可能な森林コモディティの取扱いにコミットし、実行すれば、その原料を使って国内で生産された製品も持続可能性を高めることができ、消費者も持続可能な製品を手に取りやすくなる。このような大きな影響力を発揮できるポジションにいる業界に大きな期待が寄せられる。

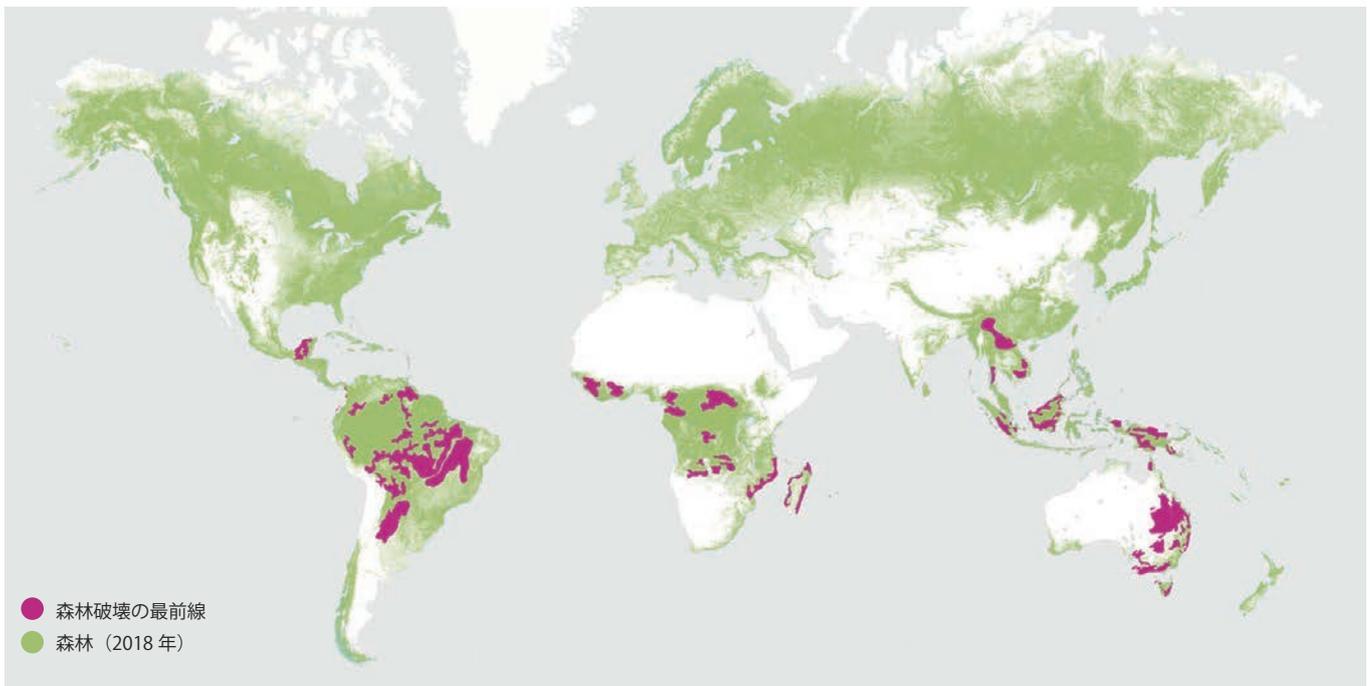


図1：森林破壊の最前線
出典：WWF 報告書「森林破壊の最前線」

環境・人権 DD 法制化の動き

欧州では、「森林の価値を損なう事業」が罪に問われる時代に突入している。2022年9月13日に欧州議会で合意された「森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規制法案」(以下、EU森林破壊防止法案)では、生産国の法律では「合法」とされる開発行為であっても、それが「森林破壊につながっていないこと」を確認するよう規定している。それを怠った場合の罰則も設けられており、EU域内に森林リスク・コモディティを持ち込む事業者は「生産国では合法だから」という理由だけでは、安心できないのである。

EU森林破壊防止法案には、森林に加えて「その他の林地 (other wooded land)」を含めること、製品のチェック項目を増やすこと、「森林劣化」などの重要な用語の定義を明確にすること、対象製品の範囲を牛肉、大豆、パーム油、天然ゴム、木材、カカオ、コーヒー以外のものにまで拡大すること、などが含まれている。今後、EU加盟国、欧州議会、欧州委員会の間で行われる3者協議で、最終的な法律の文言について合意される予定になっている。2022年9月における欧州議会のスタンスは、加盟国や欧州委員会よりもはるかに野心的な部分も多いため、厳しい交渉も予想される。とはいえ欧州議会における同法案への合意は、森林の保全がただの理想論では終わらず、EUの環境フットプリントや人権の問題に対して、欧州議会が責任を負う覚悟があることを示す、強力なメッセージとなったことは間違いない。

またアメリカでは、EU森林破壊防止法案と同様の主旨を持

つ「環境に配慮した貿易と海外法規制の醸成をめざした法律2021 (通称、US Forest Act of 2021)」が2021年10月に連邦議会に提出されている。

海外では、人権面においても、企業のサプライチェーン管理に関する規制を導入する動きが広がっている。現地企業と直接取引のある日本企業だけでなく、間接的に取引のあるサプライヤーの日本企業にも遵守が求められる傾向にある。

欧州では、2022年2月に「企業持続可能性デューデリジェンス指令案」が発表され、企業にはサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスも義務付けられた。イギリスでは、現代奴隷労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的とした「2015年現代奴隷法」が2015年3月に制定、同年7月末より施行されている。また、現在任意となっている報告や、政府のオンラインレジストリへの声明登録などは将来的には義務化される予定である。アメリカにおいても、国務省が人権デューデリジェンスに関する指針を出しているほか、2021年末に成立した「ウイグル強制労働防止法」により、新疆ウイグル自治区に関連する製品の輸入が原則禁止された。

欧米では環境問題と人権問題は、セットで取り組むことが求められていると言ってよいだろう。実際に両問題は密接に関連していることが多いため、包括的な取組みが実質的な解決につながるものと目されている。

国別森林コモディティに関する新しい法律	目的・特徴	対象コモディティの範囲	DD	合法性を超えた確認	人権	ステータス
 欧州連合森林破壊フリー製品の デューデリジェンスの義務化指令法案 The European Union's Proposal for a Regulation on Deforestation-free Products	森林破壊が起こされた土地で生産されたコモディティをEU市場に入れることを禁止	木材、パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、牛肉、天然ゴム、対象商品を原料とする派生製品	DDの実施	原産国の法律遵守に加え、森林破壊フリーであることを確認	人権 DD 義務化を求める法案も提出済	2021.11 法案提出 2022.12.6 欧州理事会・欧州議会・加盟国合意
 英国環境法 2021 The United Kingdom's Environment Act 2021	違法な森林破壊が起きた土地で生産されたコモディティを英国市場に入れることを禁止	パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、畜牛、天然ゴム、トウモロコシ	DDSの構築が必須	なし	英国現代奴隷法 (2015) あるが、2022年2月にはCSOからEUと同様の人権DDを求める声明*1	2021.11.9 公布・施行
 環境に配慮した貿易と海外法規制の醸成 を目指した法律 2021 通称 US FOREST Act of 2021	違法な森林破壊を撲滅するため、当該製品の輸入を禁止 森林破壊が深刻にもかかわらず効果的な施策を持たない国に対してアクションプランを作成し、法整備やトレーサビリティや透明性の向上などを求める	木質繊維、パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、畜牛、天然ゴム、対象商品を原料とする派生製品	リスク・アセスと緩和のために相応の注意が払われたことを輸入申告の際に証明する必要	なし	「違法な森林破壊」には汚職防止や第3者の土地所有権や先住民、地域コミュニティに対する配慮 (FPIC) に関する法律の不遵守も含まれる	2021.10.6 法案提出 2022.10.18-12.2 パブコメ
 なし	-	-	-	-	-	-

* 1 <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/uk-asos-calls-for-mandatory-human-rights-due-diligence-legislation/>

下記出典を基に WWF ジャパン作成

EU: <https://www.wwf.eu/77534916/European-Parliament-votes-for-a-strong-EU-Deforestation-law>

UK: <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/30/contents/enacted>

US: <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/2950/text>



2. 総合商社の 取組状況 調査結果

調査対象

本調査では、総合商社7社（伊藤忠商事株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、豊田通商株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、以降は株式会社を除き略称表記とする）を対象に、木材・紙パルプ・パーム油の3コモディティについて、①調達方針の内容、②方針の運用、③情報開示、の3分野に分けて調達に関する取組状況を調査した。

調査目的

対象として上記7社を選択した理由は、日本国内のサプライチェーンの中では最上流に位置し、多様なコモディティを取り扱っている点。また、その下流にいる多くのメーカーや小売企業にとっては、サプライヤーとなる商社の取組内容や情報開示が重要となる点である。今回3つのコモディティに着目したのは、森林リスク・コモディティの中でも比較的取組みが進んできているためであり、今後取り組む必要があるコモディティは他にもあると考えている。

本調査結果は商社の取組状況を示しているが、指標は業界や企業規模を問わず、「森林破壊・土地転換ゼロ」を目標とする企業全てに共通する項目であるため、取組みの参考になると考える。

調査方法

①調達方針の内容、②方針の運用、③情報開示、の3分野において森林破壊ゼロ達成のために必要と考える指標をAFiの原則に沿って設定し、2022年5月～9月時点で対象企業のウェブサイト上で公開されている情報（ESGレポート、サステナビリティレポートなど報告書類含む）をもとに評価した。評価の結果およびその根拠は各社に通知し、見落としや認識違いがないことを確認している。豊田通商のみ、返答が無かったためWWFジャパンが公開情報を調べた限りの評価結果となる。

3つの分野で計41個の指標を設定し、各指標を3段階（●●●）で評価した。「できている、または、他社より進んでいる」場合は●、「一部できている」場合は●、「全くできていない、または、存在すらしていない」場合は●とした。ただし、本調査において、●と評価されている項目であっても、これ以上取組みを強化する必要がない、という意味ではない。取組みは必ずしも十分ではないが、現状日本国内においては他商社と比較して進んでいる、という理由で●としている項目もある。詳細は、P. 19以降の**1**木材・**2**紙パルプ・**3**パーム油の結果と考察を参照のこと。

凡例：●できている、または、他社より進んでいる
 ●一部できている
 ●全くできていない、または、存在すらしていない

	伊藤忠商事			住友商事		双日		豊田通商			丸紅			三井物産			三菱商事		
	木 材	紙 パ ル プ	パ ー ム 油	木 材	パ ー ム 油	木 材	紙 パ ル プ	紙 パ ル プ	パ ー ム 油	木 材	紙 パ ル プ	パ ー ム 油	木 材	紙 パ ル プ	パ ー ム 油	木 材	紙 パ ル プ	パ ー ム 油	
方針	P-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-22	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P-23	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
運用	I-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	I-9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
開示	R-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	R-9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

全体考察

評価項目は全部で41項目。うち、P-1～P-23が①方針の内容（Policyの頭文字「P」）に関する項目、I-1～I-9が②方針に沿った運用（Implementationの「I」）、R-1～R-8が③情報開示（Reportingの「R」）に関する項目となっている。全体的な傾向として、方針策定（P）に関する評価は高く、実施・運用（I）は低め、報告・開示（R）はもっとも低い評価となっている。

方針の策定は「スタート」にすぎない

前述のとおり、今回調査対象とした3つのコモディティ（木材、紙パルプ、パーム油）については、各商社とも調達方針の策定は進んできていることが分かった。いずれも「森林破壊ゼロ」もしくは「No Deforestation, No Peat, No Exploitation（NDPE）」を最終目標とする方針になっていることは評価できる。

C O L U M N 2

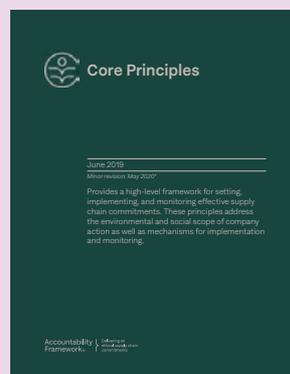
AFiによる「森林破壊ゼロ」の共通言語化

サプライチェーン上から森林破壊や人権侵害をなくすための動きが加速していた2010年代半ば頃、世界では数百という企業が自社商品のサプライチェーンから森林破壊や人的搾取を排除するために調達方針（コミットメントや誓約と呼ばれるものも含む）を発表していた。しかし、「森林破壊ゼロ」という言葉ひとつをとっても統一された定義はなく、木材から紙、パーム油、天然ゴム、大豆、牛肉、カカオなど多岐にわたるコモディティに共通する目標や、取組みの指針などもない状態であった。

そんな状況を解決するため、環境団体や人権団体、企業、公的機関、専門家など幅広いステークホルダーが議論を重ねて、アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ（AFi）の運営グループが発足。森林破壊ゼロを目指す企業が、業界を超えて共通のゴール、共通の言語、共通の手順によって取組みを進めるためのフレームワークづくりを進め、2019年には第1版が公表された。

AFiは、コモディティや業界の違いを超えて、共通の「森林破壊ゼロ」というゴールを目指すことができるよう、方針策定と効果的な目標設定、実施、モニタリングの方法などについて手順を示している。

本報告書における森林破壊ゼロや土地転換ゼロの考え方についても、AFiと整合するものとなっている。



- ◆ AFi関連文書 <https://accountability-framework.org/the-framework/contents/download-framework-documents/>
- ◆ AFi <https://accountability-framework.org/the-framework/contents/>

しかしその一方で、それらの方針を適切に運用し、少なくとも自社事業が関わる農林畜産物の生産や調達に及ぼしうる負の影響をいつまでに食い止めようとするのかの期限、つまり「森林破壊ゼロ」を達成する目標年の設定については、懸念が残る結果となった。前述の通り、2021年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で採択され、日本も署名する「グラスゴー宣言」での世界の森林減少を食い止める目標年は2030年である。ところが、今回調査対象となった3つのコモディティ全てにおいて、これに整合する目標を掲げる商社はいなかった。日本の多くの企業が、その調達を少なからず商社に依存していることを考えれば、この影響は単に調査対象となった7社にとどまらない。

さらに、方針はあるものの、方針で掲げた目標がどの程度実際に確認・運用され、どの程度達成されているのか、開示された情報からはほとんど読み取れないという課題が浮き彫りになった。

例えば、パーム油の調達方針として「森林破壊ゼロもしくはNDPEを2030年までに達成する」と設定した場合、実際に自社が調達するパーム油が森林破壊や人権侵害をしていないかを確認するには、農園までトレーサビリティをとり環境・社会面を確認する必要がある。認証制度の活用はその確認の手間を部分的・全体的に省くツールとして有用であるが、各認証制度によりカバーする範囲や信頼性が異なるため、どこまで確認を省略できるのかを理解しなければならない。

一度に全ての植林地や農園を独自にチェックすることは難しいため、手段としてはDDプロセスを設定し、サプライヤーが何をどう確認しているかをチェックしていく方法があり得るが、このDD項目に森林破壊ゼロに関する内容を含めている商社は、双日（木材および紙パルプ）のみだった。つまり、少なくとも開示されている情報からは、調達方針を出しただけで、森林破壊ゼロもしくはNDPEの確認は十分にされていないと判断せざるを得ない。

目標年やマイルストーン設定の重要性

P-7、P-8は目標年、方針や目標と整合するマイルストーンを設定しているか、という観点での評価である。例えば2030年までに森林破壊ゼロを達成する、という目標を方針で掲げる（P-7）場合、マイルストーン（P-8）としては、2020年までに信頼できる認証を得た原料に○%切り替える、2025年には植林地や農園までのトレーサビリティを100%達成する、など、段階的な目標を置くことを想定している。

どちらの項目も、全体的に評価は低くなった。P-7で十分な情報が得られたのは丸紅と三菱商事のパーム油、双日の木材と紙パルプ、のみであった。P-8は双日の木材と紙パルプ以外は十分な情報が得られなかった。

サプライチェーン上から森林破壊や人権侵害を排除する、あるいはそれらが無いことを確認するのは、長い時間を要する場合が多い。だからこそ、方針策定から1年目、あるいは2年目にはどこまでやるのか、3年目や5年目にはどこに達していなければいけないのか、具体的かつ段階的な計画が必要である。せっかく森林破壊ゼロを目指す方針を持っていても、それをいつまでにどのくらい実現するのかタイムラインを設定していない場合、具体的な計画に落とし込むことが困難になると予想される。

意味のある DD プロセスの設置

I-1、I-2ではDDプロセスの中身を評価している。調達方針設定後の運用段階では、実際に調達するコモディティの生産現場において課題が無いかどうかをいかに確認するかが重要となる。確認には植林地や農園までのトレーサビリティが必須となるが、加工工程が複雑になるほどトレーサビリティは取りにくくなるため、サプライヤーとの密な連携も欠かせない。

住友商事と豊田通商を除く5社は何らかのDD手法を設定しており、「サステナビリティチェックリスト」「サプライチェーンマネジメントハンドブック」など、サプライヤーに対してアンケート調査や研修などを実施している（I-1）。しかし、方針で掲げる森林破壊ゼロが確認できるチェック項目（I-2）を設定しているのは、双日の木材・紙パルプのみであった。双日は、木材調達方針（紙パルプを含む）の中で合法性、保護価値の高い森林の維持、人権への負の影響の軽減、の3つの項目を挙げている。これらの項目を実際に確認するために、まずは原産地までのトレーサビリティを確立し、そのうえで原産地の森林管理の適切性について合法性、環境面、社会面の3つの観点で評価し、達成状況を数値化して公表している。

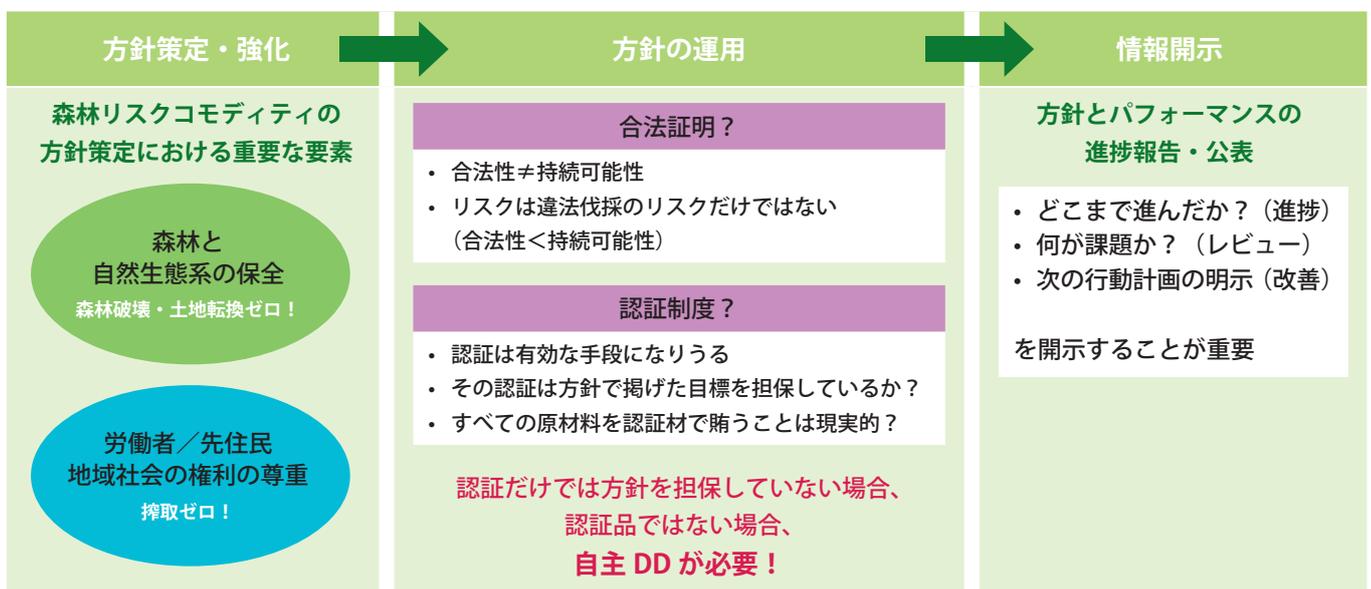


図2：方針策定・運用・情報開示におけるステップごとのポイント

ランドスケープ全体を守るために

事例1 インドネシア・スマトラ島（紙パルプ、パーム油、天然ゴム）

インドネシアのスマトラ島は、面積約4,736万ヘクタール、世界で6番目に大きな島である。日本の面積の1.25倍ほどの島はかつて熱帯林に覆われており、15,000種以上の植物、201種の哺乳類、580種の鳥類が確認されている。固有種であるスマトラトラ、スマトラゾウ、スマトラサイ、スマトラオランウータンが生息しているが、現在はいずれも絶滅危惧種に指定されている。

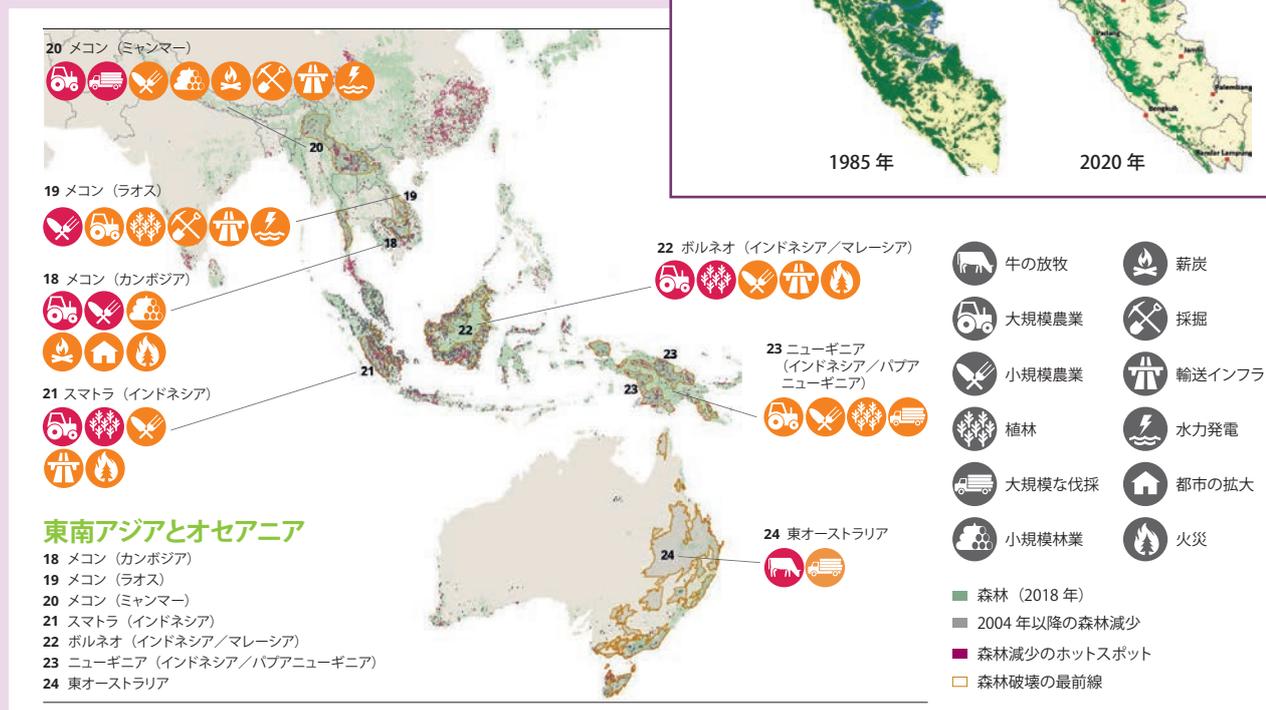
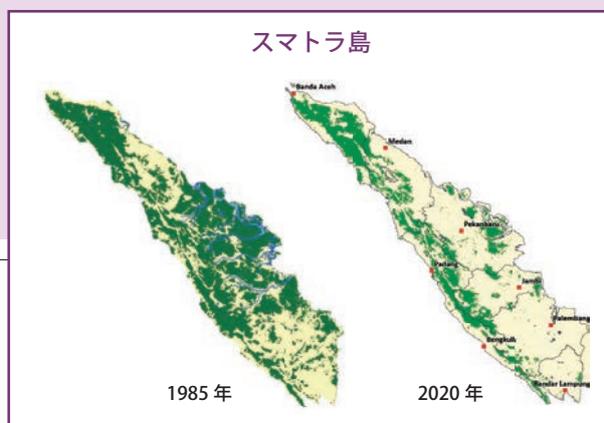
1980年代からスマトラ島は、紙パルプ、パーム油、天然ゴムなどの生産を目的として大規模なプランテーション開発や小規模農家による農地拡大により熱帯林が著しく減少し続けており、1985年には島の58%に広がっていた2,530万ヘクタールの熱帯林も、2020年には約1,000万ヘクタールと、60%以上の熱帯林が失われ、現在も減少を続けている。

スマトラ島の特に中央部（リアウ州、ジャンビ州など）では、森林減少の要因として紙パルプ、パーム油、天然ゴム、また採鉱などが挙げられる。現場に行ってみると、これら森林破壊を引き起こす複数のコモディティの生産現場は、隣接する森林、あるいはひとつつながりの森林の周辺にある場合も多い。このひとつつながりの森林を含む自然生態系のまとまりはランドスケープ（景観）と呼ばれる。

れる。

パーム油や紙パルプなどを調達する企業が、自社のサプライチェーン上から森林破壊・土地転換を排除していくことは、現場の森林を守るために重要であることは言うまでもない。ただ、ここで気を付けなければいけないのは、ある企業のパーム油を取り扱う部門だけがサプライチェーンをクリーンにしたとしても、同じ企業の別部門が、隣接する場所で森林破壊を引き起こしながら生産される紙パルプを調達している場合、ランドスケープ全体で見るとその企業は負の影響をもたらしている、という点である。

こうしたランドスケープ単位での保全を起点に考えれば、複数の森林コモディティを調達している企業は、自社の調達物を洗い出し、森林破壊に繋がるリスクのあるコモディティ全てに対応する必要がある。



なお、企業によっては運用部分をあえて開示しないケースもあり得るが、開示していなければ実行していないのと同様と見なしており、開示以上のチェックはされていないと判断した。

森林破壊ゼロを確認するには、「環境」や「生物多様性保全のための取組」といった大枠ではなく、「HCV・HCSマッピングと植林地や農園地図の比較データ」「地元住民との話し合いの記録」「認証制度別の正確な調達量」のようなピンポイントの確認が不可欠であり、自社確認が難しければサプライヤーが確認している証拠をチェックすることが必要と考えられる



インドネシアにおける開発のようす。排水用の水路を掘り自然林を皆伐していく。



1 木材の結果と考察

木材は適切に利用すれば再生可能な資源である。しかし実際には、木材生産の現場で違法伐採や、合法であっても環境面・社会面で持続可能ではない伐採が行われている場合がある。日本のような消費国には、森林減少・劣化を引き起こさず、生物多様性や地域社会に配慮した木材を選んで調達・購入することが求められている。

木材は森林コモディティの中でもいち早く法整備が進み、アメリカの改正レーシー法（2008年）、EU木材規制（2013年）、オーストラリアの違法伐採禁止法（2014年）など、違法伐採を禁止あるいは違法伐採でないことを確認するデューデリジェンスの実施を義務付ける法律が相次いで制定された。日本でも、政府調達木材の合法性確認を目的としたグリーン購入法（2006年）や、民間にも合法木材を調達することを奨励するクリーンウッド法（2017年）などが導入された。これら法令の整備は歓迎すべき動きである一方で、「合法性」のみの確認に留まると、伐採による生物多様性や地域社会への悪影響について確認できないというリスクも生じる。特に、自然林を植林地や農地に転換することを合法としている国では、このリスクは深刻である。また、「合法性」の範囲を狭く定義することにより、たとえば伐採時の違法性など、一部の法律への適合のみをもって「合法」としてしまい、確認範囲外となった環境や人権関連の法律について遵守されているかどうか確認がなされない、といった問題も生じている。

以下、方針の内容（P-1～23）、方針の運用（I-1～9）、情報開示（R-1～8）のそれぞれの評価の主なポイントについて考察を行う。なお、木材、紙パルプ、パーム油に共通する主な課題については「全体考察」で既出のため、ここでは割愛する。

方針の内容

全体的には、今回評価対象となった総合商社のほとんどが木材に関する調達方針を公表しており、内容も国際的な要求に合致するものが多く、日本のその他の業界に比べて進んでいると判断された⁵。

- P-1 ～ P-6は、サステナビリティ方針や、木材の調達方針の有無について主に問う項目である。前述のとおり、今回対象となった総合商社のほとんどが木材の調達方針を公表しており、すべて「森林破壊ゼロ」、あるいはそれに準ずる文言を含めている。全体的に、調達方針で掲げる目標は合法性を超える内容となっている。
- P-12は合法性についての確認を評価する項目であるが、方針を発表している6社すべて記載がみられた。
- P-13は、方針が「森林破壊ゼロ」を目指しているかどうか、という観点で評価を行った。木材の場合は必ずしも、アブラヤシ農園開発のように自然林の大規模な土地転換を伴うわけではない。そのため、「森林破壊ゼロ」をあえて掲げず、「HCV（保護価値の高い森林）」を毀損するような開発をしない、という表現にとどめる企業もある。このような考え方は理解できる一方で、森林を農地に転換する際に伐採されたいわゆる「転換材」が問題になるなど、木材も農地転換とそれに伴う森林減少に密接に関わっているケースも多い。そのため、「森林破壊ゼロ」や「森林減少ゼロ」という文言がない場合は部分点●とした。

木 材		伊藤忠商事	住友商事	双日	丸紅	三井物産	三菱商事
方 針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●

5. P-10伊藤忠商事は、方針の適用範囲として「ボード類（合板、MDF、パーティクルボード等）」が含まれる旨ホームページ上に記載されたが、本調査期間の後であったため、今回の評価では対象外としている。 https://www.itochu.co.jp/ja/csr/society/value_chain/activity/index.html

方針の運用

運用については、方針の内容に比べて全体的に低い傾向がみられた。

- I-2は、方針で掲げた内容を実際にどのように確認・担保するのか評価する項目であるが、方針で掲げた目標を確認しうるデューデリジェンス項目が設定されているかどうか判断できない企業が多かった。
- I-6は産地のリスクについての考え方について明記されているかどうか評価する項目であるが、公開情報からは判断できない企業が多かった。森林コモディティの中でも、木材は産地が特に多い。そのため、デューデリジェンスを行う際には、環境や人権面のリスクが高い場所を優先したり、深掘り調査を行う地域を特定するなど、各産地のリスクの把握と管理を適切に行うことが重要である。

木 材		伊藤忠商事	住友商事	双日	丸紅	三井物産	三菱商事
運 用	I-1 個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●	●	●	●
	I-2 DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●	●
	I-3 DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●	●	●	●
	I-4 DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●	●
	I-5 グリーバンズ窓口を設定している	●	●	●	●	●	●
	I-6 【木材のみ】産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●	●	●	●
	I-8 森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●	●
	I-9 サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●	●

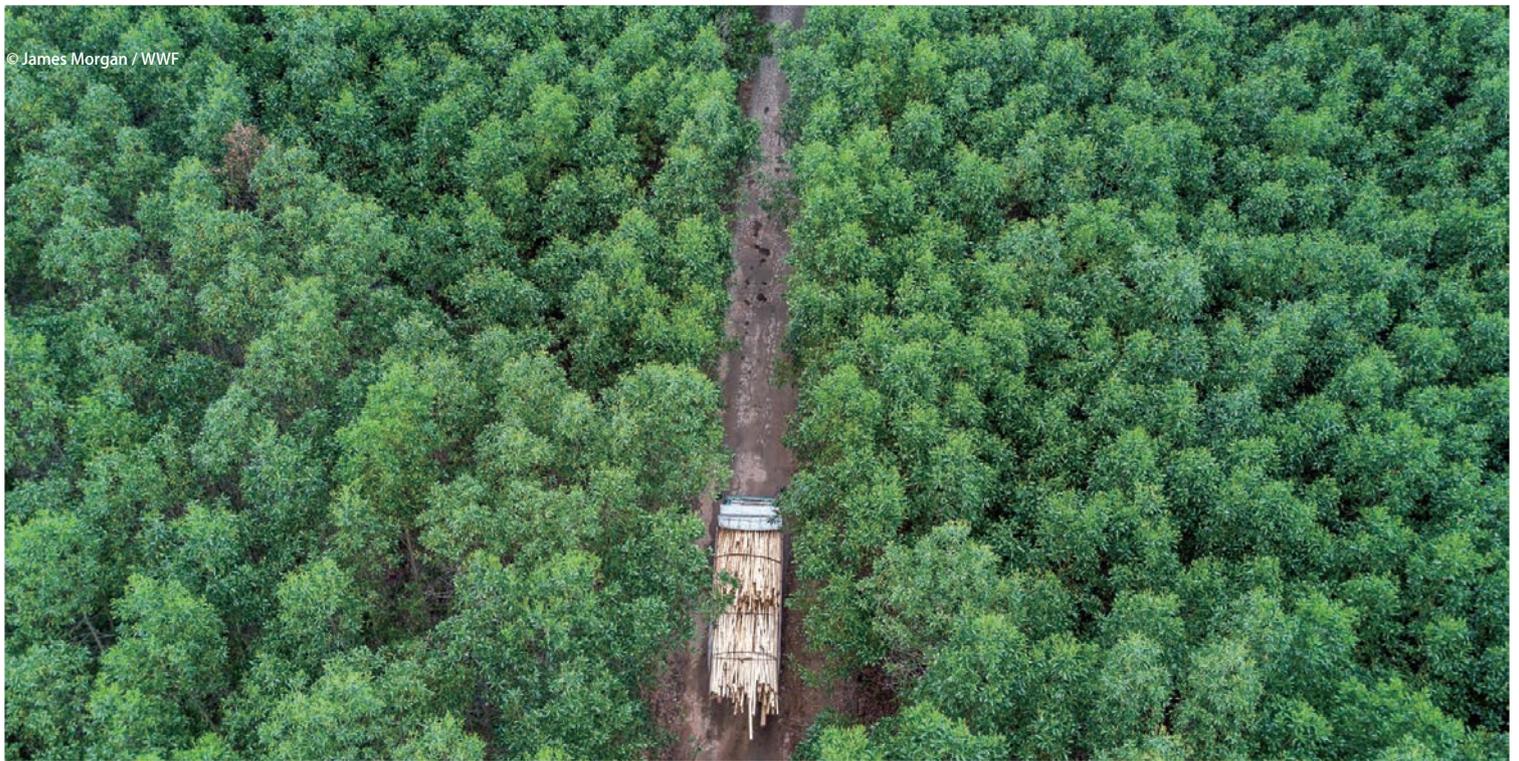


情報開示

情報開示については、方針の内容、方針の運用と比べても全体的にさらに低いスコアとなった。

- R-1で評価したように、ほとんどの企業が毎年何らかの進捗報告を行っていることが確認できた。住友商事は方針が公表されてから1年未満のため現段階で情報開示はされていないが、今後進んでいくことが期待される。
- R-3は木材の個別調達方針で掲げた目標に対し、どの程度網羅的に報告・開示しているかを評価する項目である。調達方針で図3のサイクルが回っていることが分かるような開示を「あるべき姿」とすると、達成できた部分のみを報告するのでは不十分である。どこに課題があり、どのように改善していくのか、といった分析に基づく踏み込んだ報告が求められる。
- R-5のトレーサビリティの確認状況は非常に重要であるが、双日以外はトレーサビリティの確認に関する取組みが分かるような情報がなかった。十分なトレースができないと、原産地で森林破壊や人権侵害がないことを確認するうえで支障をきたすと考えられる。

木 材		伊藤忠商事	住友商事	双日	丸紅	三井物産	三菱商事
開 示	R-1 毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●	●
	R-2 タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●	●
	R-3 個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●	●
	R-4 DDプロセスの結果	●	●	●	●	●	●
	R-5 トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●	●
	R-7 グリーバンスの運用状況	●	●	●	●	●	●
	R-8 達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●	●



2 紙パルプの結果と考察

方針の内容

木材と同様に、紙パルプの生産における歴史が、常に森林破壊リスクと隣り合わせだったことは言うまでもない。個別調達方針のない豊田通商以外の全ての商社方針において、HCVやHCSの保全が掲げられているのは、それを的確に捉えてのことと伺える（P-15、P-16）。

しかし近年では、自然の森の伐採に由来する木材を直接製紙原料とするケースは減少し、それ自体は朗報だが、一方で製紙原料となる植林木を植える土地を確保するために貴重な熱帯林や泥炭湿地が大規模に転換されるという事例が問題視されている。当然そのような植林地の造成は森林生態系に著しい悪影響を与えるもので、とりわけ現在も自然林の消失が報告されているような地域においては、転換地からの植林木調達が、植林地確保のための新たな自然林破壊を助長していないかを確認する必要がある。

ところが各社の方針には、HCVやHCSを毀損し土地転換された植林地からの調達についての言及はなく、自然林転換地からの調達リスクが正しく評価されているかは定かではないことが懸念される。海外では、このような転換地からの調達リスクを排除するための策として、ある年を境目として、その年以降に起きた自然林の転換地からの調達は行わないことを意味する「カットオフ」の設定が進んでおり（P-14）、その代表的な例がEU森林破壊防止法である。

またこれに近い考え方に、自然林の植林地への転換を継続する事業者からは、その助長や加担を避けるために、たとえ植林木原料であってもその事業者からは調達しないことを意味する「企業単位の評価 (P-21)」がある。これについては個別調達方針を策定する5社のうち4社が「深刻な環境・社会問題に関わる事業者からの購入をしない」といった主旨の記載があるが、その判断根拠について開示されている情報はない。日本が森林破壊の最前線であり、長年にわたり紙パルプ生産のための大規模な土地転換が問題視されてきたインドネシアからの主要な紙輸入国の一つという貿易統計上の事実から、実際には各社にとって都合の良い判断がなされているという事態に陥っている可能性が否定できない。

紙パルプ		伊藤忠商事	双日	豊田通商	丸紅	三井物産	三菱商事
方針	P-1	サステナビリティ方針 (全体方針) がある	●	●	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある (ある場合は何年か)	●	●	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守 (IPLC の権利尊重)	●	●	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●

方針の運用と情報開示

たとえ方針に HCV や HCS の保全についての記載があっても、その運用に際して、実際に方針に記載される項目に沿ってサプライヤーに対して HCV や HCS の破壊や劣化についてのリスクの有無を確認しているかどうか (I-1、I-2)、またその具体的な確認方法や確認項目、そして結果が明らかに開示されている企業は多くなかった (R-3)。

また達成割合の開示 (R-8) については、多くの企業が認証の有無を指標としていた。確かに信頼性が高いとされる森林認証制度の活用は、自然林破壊や人権侵害のリスクの確認に有効と考えられる。しかしながら、制度の成り立ちや信頼性が異なる可能性のある認証や、認証とは異なる規格を一括りにしての報告されているケースもあり、このように一括りされた認証の比率だけでは「森林破壊ゼロ」の確認としても、また方針に整合する開示としても不十分と考えられる。さらにはサプライヤーが認証取得者であるだけで、実際には認証品を購入していないにも関わらず、持続可能性の確認の取れた調達のように進捗が報告されているケースもあることが判明した。これは誤った認証制度の解釈であり、是正が必要である。

紙パルプ		伊藤忠商事	双日	豊田通商	丸紅	三井物産	三菱商事
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●
	I-5	グリーンパス窓口を設定している	●	●	●	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●
開示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●
	R-7	グリーンパスの運用状況	●	●	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●



3 パーム油の結果と考察

世界のパーム油生産の8割以上を担うインドネシアとマレーシアでは、企業による大規模なプランテーション開発と共に、数百万人とも言われる小規模農家による開拓が続いてきた。特に、インドネシアのスマトラ島とマレーシア領も含むボルネオ島では森林破壊と人権侵害が多々指摘されており、泥炭開発や開発目的の火入れに伴う大量の温室効果ガス放出、国立公園・保護区内での違法栽培、地域住民との土地紛争、児童労働・強制労働など多くの深刻な課題を抱えている。

1990年代からこれらの問題が世界的に顕在化し始め、2004年にはRSPOが設立された。直近では、企業が調達するアブラヤシ由来製品のトレーサビリティをとり、環境面・社会面共に問題ないことを確認する、いわゆる環境DD・人権DDが求められるようになってきており、欧米企業を中心にNDPE方針を掲げRSPOを確認ツールとして利用しながらも、農園の直接確認を追加で実施する方法が採られている。

方針の内容

- 日本では、パーム油への取組み自体が遅れ気味だったが、ここ数年で商社、製油メーカー、消費財メーカー、食品メーカー、小売など大手企業の方針がほぼ出揃ってきている。

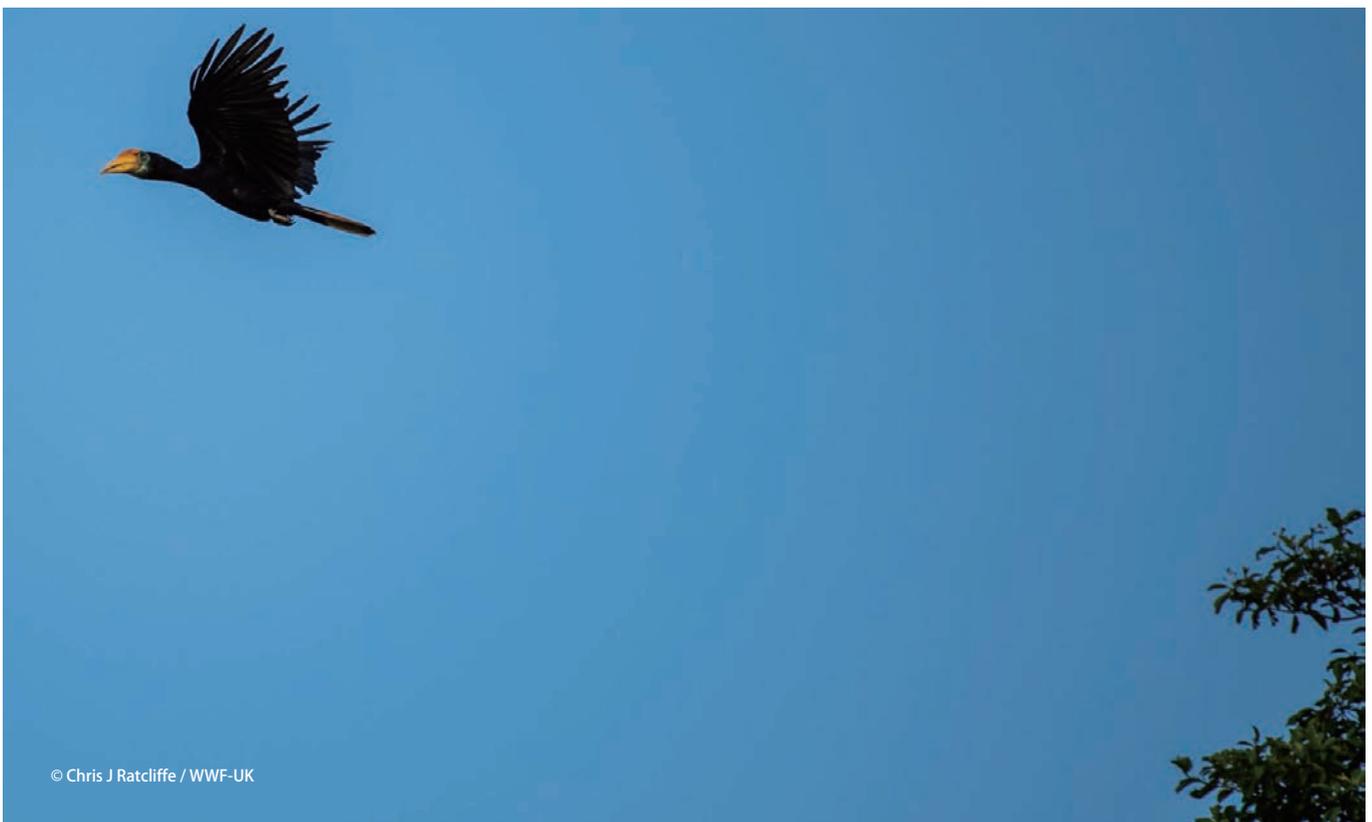
- 残念ながら、住友商事と豊田通商は個別方針を策定・公開しておらず、双日はパーム油および核油の取扱いという自己申告により対象外とした。ただし、指標 P-11 の通り、アブラヤシ由来成分は多岐に渡り、二次・三次原料として使われている可能性は高いため、今回調査では一次原料の確認までの評価としたが、将来的には取り扱う全ての商品に責任を持つべきと考えている。
- P-7から P-23は森林破壊ゼロもしくは NDPE 方針の文言に基本的に含まれるべきと考えるキーワードや項目を指標としたものだが、4社とも P-13から P-17、P-19、P-20といった最低限のキーワードは入れ込んでいるものの、全ての項目を網羅している企業はいなかった（P-12は、個別方針には書いていない場合評価を落としているものの、上位方針となるサステナビリティ方針には記載があった）。
- P-14のカットオフは、パーム油では指標としていないが、木材・紙パルプ同様、いつまで遡って森林破壊の有無を確認するのかという点で設定しておくことは重要な点と考える。
- 特に P-23トレーサビリティの精度は、DDを実施する上で商社自身にも、そして商社の下流となるメーカー、小売企業にも重要な点であるものの、トレーサビリティではなく RSPO 認証油の調達を目指す、もしくはミルまでのトレーサビリティに留まっていることが分かった。日本において商社は最上流となるサプライヤーであり、今後 TNFD でも更にトレーサビリティが重視されていく中で、農園までのトレーサビリティ確認は必須事項である。

パーム油		伊藤忠商事	住友商事	豊田通商	丸紅	三井物産	三菱商事
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●
	P-11	【パーム油のみ】アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】HCS の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】泥炭地の開発禁止	●	●	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●

方針の運用

- I-7 RSPOへの加盟は、個別方針の無い2社、住友商事・豊田通商も含め6社全て正会員として参画しているものの、RSPOの加盟のみでは意味が無いため、早急な方針策定を期待したい。
- また、個別方針には「NDPE原則に基づく調達の実現（伊藤忠）」「以下に掲げる項目の実践に努めるとともに、サプライヤーをはじめとする取引先にもその理解と実践を求め、協働して持続可能なサプライチェーンの構築を目指します。（三井物産。※項目例として「NDPE原則に基づく調達を推進する」など）」と書いているにも関わらず、実際にサプライヤーの森林破壊ゼロもしくはNDPEに関わるコミットメントをチェックしている企業は確認できなかった（I-9）

パーム油		伊藤忠商事	住友商事	豊田通商	丸紅	三井物産	三菱商事
運 用	I-1 個別調達方針を確認するためのDD手法がある	●	●	●	●	●	●
	I-2 DD項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●	●
	I-3 DD手法をPDCAで改善する仕組みがある	●	●	●	●	●	●
	I-4 DDプロセス運用改善を目的に、定期的に有識者やNGO/CSOなどの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●	●
	I-5 グリーバンズ窓口を設定している	●	●	●	●	●	●
	I-7 【パーム油のみ】RSPOに正会員として加盟している	●	●	●	●	●	●
	I-8 森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●	●
	I-9 サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●	●



方針の情報開示

- AFiにもある通り、透明性も重要であるため、目標や取組内容、その結果、見直しの経過、改善点などは、方針に対する進捗率と共に毎年公開されていることも重要となる。
- 各社毎年何らかの進捗報告は開示しているものの（R-1）、方針で設定している森林破壊ゼロもしくはNDPEの達成状況が分かる情報はほとんど公開されていない（R-2、R-3）。そもそも最終目標のみでマイルストーンがほぼ存在しないため、整合性以前の問題となっている。
- トレーサビリティについては、伊藤忠商事と三井物産のみ数値と共に進捗を公開しており、伊藤忠商事はミルおよびリファイナリーリストも公開しており、他社と比較して進んでいる（R-5、R-6）。しかし目指すべきは農園までのトレーサビリティであるため、更なる取組みの強化を期待したい。

パーム油		伊藤忠商事	住友商事	豊田通商	丸紅	三井物産	三菱商事
開 示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●
	R-6	【パーム油のみ】ミルリストの公開	●	●	●	●	●
	R-7	グリーバンスの運用状況	●	●	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●
	R-9	【パーム油のみ】RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●	●	●

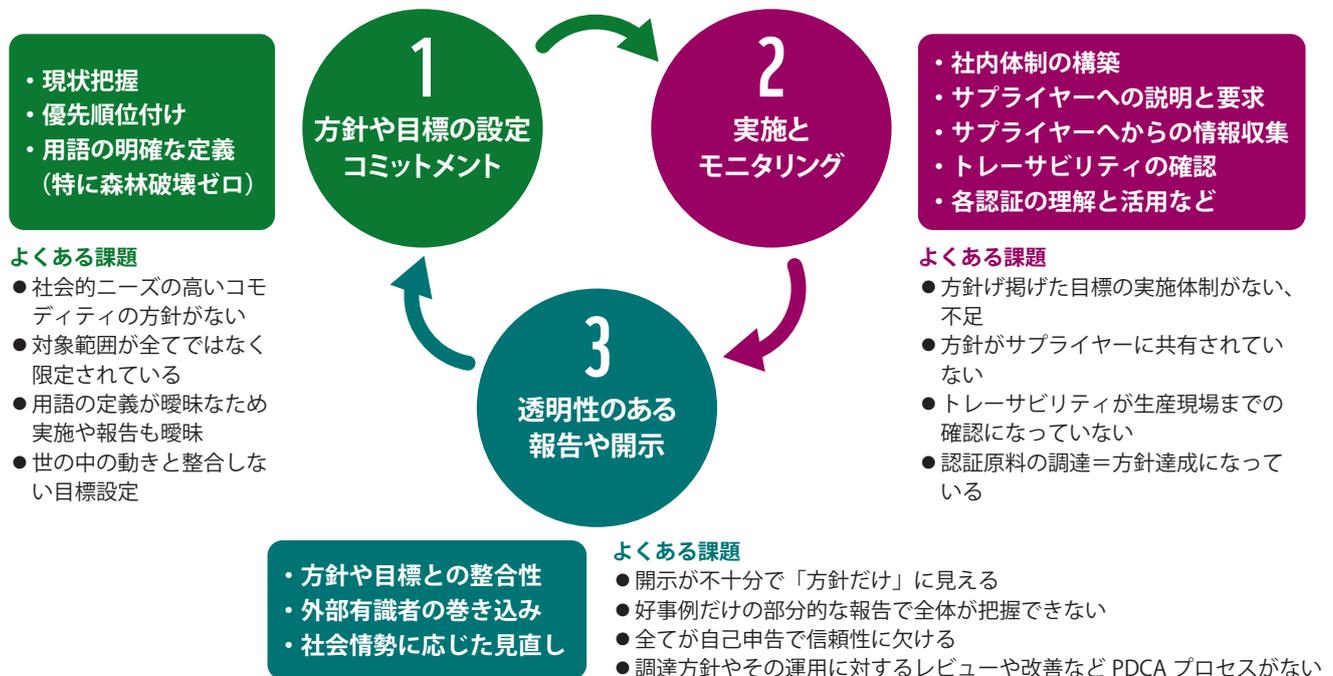


3. 持続可能な サプライチェーンの 構築のために

調達方針の策定は、農林畜産物に限らず水産物や水資源など他の自然資源に由来する調達の持続可能性を高めてゆく上で、企業がとるべき行動の最初の一步と考えられる。海外はもちろん日本においても、何らかのリスクが懸念される調達物についての方針やガイドラインを定めることは既に珍しくなくなった。豊田通商については、仮に何らかの止むを得ない事情で方針が策定できないのであれば、その理由等についての説明責任を果たすことが期待される。

しかしここで強調したいのは、調達方針の策定はあくまで持続可能なサプライチェーンの構築のための第一歩に過ぎないということである。方針の策定が決して容易なことではないことは理解しつつも、方針さえ策定すれば即座に持続可能な調達が達成されるはずもなく、運用に際してはサプライヤーへの説明やリスクの有無を確認するに欠かせないトレーサビリティの確立など、様々な社内外に対する取組みを継続してゆかねばならない。

加えて、そのような取組みの具体的な内容や進捗を、可能な限り透明性を持たせて報告・開示することの重要性が近年飛躍的に高まっている。従来からステークホルダーへの説明責任や取組みに対する信頼性のために必要とされてきたことではあるが、2015年のTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）と2021年のTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）発足を受け、とりわけ金融面でのステークホルダーからの強い影響から、その認知が急速に高まっている。



★今出来ていることではなく、社として目指す「あるべき姿」を方針に明示することが重要

図3：「森林破壊・土地転換ゼロ」調達方針の策定、実施、開示のサイクル
 持続可能なサプライチェーン構築のためには、方針の策定、実施やモニタリング、報告や開示、定期的な見直しなど継続的な取組みが欠かせない。

ランドスケープ全体を守るために

事例2 南米（大豆、カカオ、牛肉）

スマトラ島の事例で、ランドスケープ全体を保全するためには、単一のコモディティのサプライチェーンを改善するだけでは不十分であると述べた。南米においては、改善を図るコモディティとランドスケープを絞った結果、近隣のランドスケープへの漏出や、そのランドスケープ内での他コモディティによる土地転換の加速といった新たな課題が浮き彫りになった事例がある。

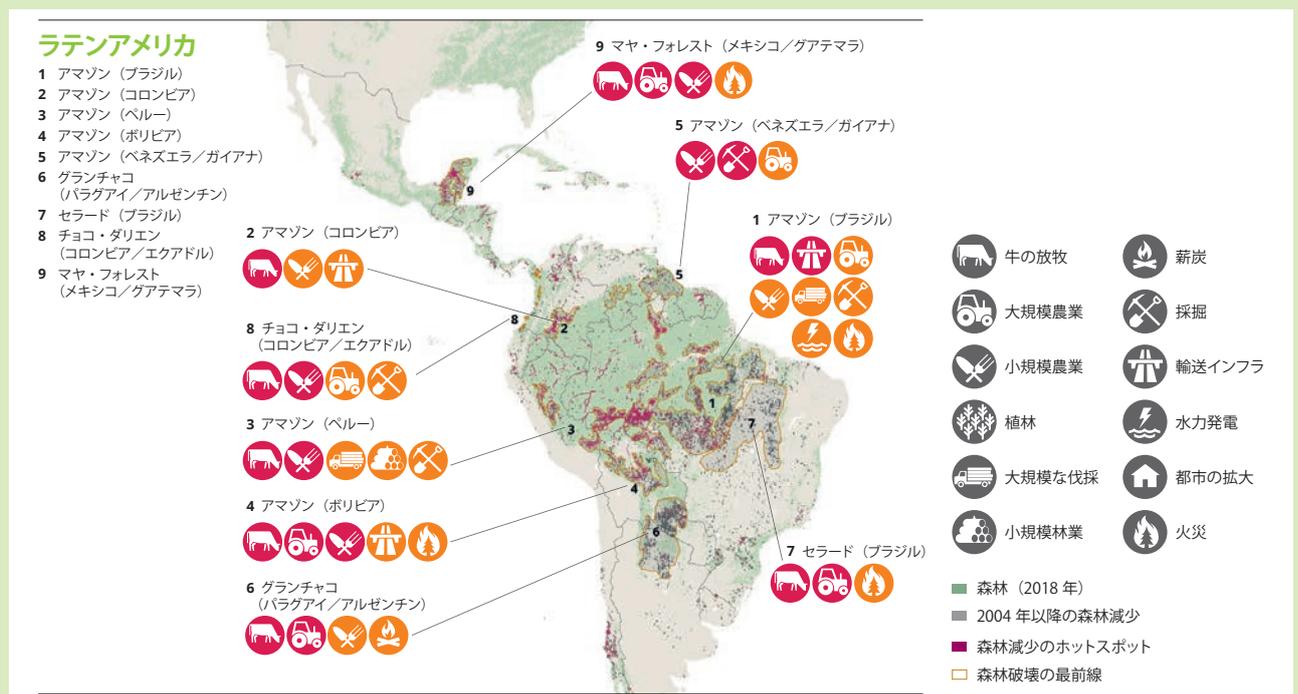
2000年代前半、アマゾン熱帯雨林では、拡大する食肉需要に押され、放牧地や餌となる大豆農場の開拓のため、毎年記録的な森林伐採が行われていた。この事実を取り上げた環境NGOによるキャンペーンで名指しされた大豆流通に関わる企業を中心に、2006年、新たに伐採された土地で生産された大豆を買わないことを約束し、Amazon Soy Moratorium（アマゾン大豆モラトリアム）に合意がなされた。その甲斐あって、アマゾンの大豆のための伐採は激減した。同地域での大豆生産面積は2006年の110万ヘクタールから、2020年には510万ヘクタールへ、約400万ヘクタールも拡大したにもかかわらず、そのうち新たに伐採された森林はわずか10万ヘクタール余りとどまった。放棄された放牧地など、すでに森林劣化が見られた土地などを農地に転換し、新たに伐採をせずに生産面積を拡大した。一つのコモディティによって、一つのランドスケープでの破壊を阻止する効果は十分に発揮

された成功事例と捉えられている。

しかし、アマゾンというランドスケープを他のコモディティの視点で見ると、牛の放牧やトウモロコシ、綿花やカカオといった、大豆以外の農林畜産物のための森林伐採には歯止めがかかっていなかった。さらに、アマゾンでは開発をしない代わりに、隣接する熱帯サバンナのセラードで大豆農場の開拓が加速するなど、「アマゾンの大豆」よりも広いランドスケープとコモディティに視点を移すと、自然が守られているとは言い難い実態が明らかになる。

ランドスケープアプローチは、決して一つのランドスケープを守るために他を犠牲にしてよいということではない。さらに、その地域に住む人々の暮らしが開発により損なわれていないかの視点も必要である。

アマゾンが降らせる雨は、河川や帯水層を通じてセラードの地中に蓄えられる。そのセラードの水がパンタナールの湿地を潤し、大西洋沿岸部に点在する大都会の人口を支え、アトランティックフォレストから海へ流れつく。このダイナミックな自然の営みと、そこに暮らす人々の人権、すべてに配慮したアプローチが、今のグローバル企業には求められている。





© Andre Dib / WWF-Brazil

収穫期を迎えたブラジルの大豆農場



1 森林破壊・土地転換リスクのある農畜産物

EU森林破壊防止法案でも設定されている通り、森林破壊・土地転換リスクのあるコモディティは、木材、紙パルプ、パーム油だけではない。ここでは、特に日本の消費に関連して天然ゴム、大豆、牛肉、カカオについて紹介する。

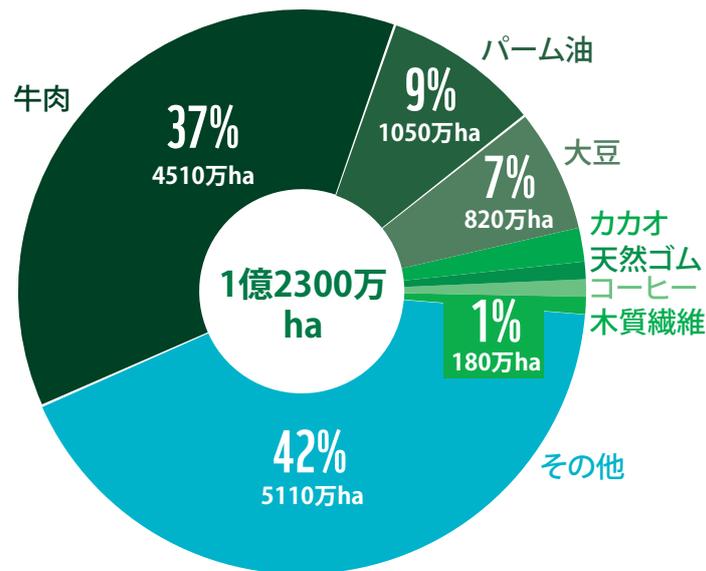


図4：コモディティ別の農業を原因とする森林破壊（2001～2015年、Goldman, et al.）

農林畜産物の生産のための土地転換は、世界の森林減少の要因の4割を占める。そのうち約6割が、たった7つのコモディティに起因する。

©WWF

天然ゴム

かつてはその収益性の高さから「白い黄金」とも呼ばれた天然ゴム。現在もタイヤやゴム手袋、建物や日用品などあらゆるものに使われ、人々の暮らしに欠かせないものとなっている。しかし天然ゴムもまた、森林減少の一要因として持続可能な生産と利用の推進が急務とされる数々のコモディティのうちの一つである。

天然ゴムはその生産量の約80%が、インドネシア、タイなどの東南アジアで生産され、およそ70%がタイヤの生産に使われるといわれる。世界経済の発展とともに消費量は過去40年間で3倍に拡大し、今後も需要の増加が予測されている。

天然ゴム生産の特徴の一つに、生産の大部分が約600万軒ともいわれる多くの小規模農家によって支えられていることが挙げられる。多くの農家は経済的には貧しい状況に置かれており、持続可能性の改善のために必要な知識やリソースが不足しているとされ、天然ゴム生産者だけに責任を負わせるのではないサプライチェーン全体からの積極的な貢献が期待されている。

こうしたことを背景に、「GPSNR（Global Platform for Sustainable Natural Rubber）：持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム」が2018年10月に設立された。これは世界の天然ゴム生産が、自然生態系や地域社会に配慮しながら行なわれるよう、サプライチェーンが協力することを目的とした企業参加型の枠組みである。



© Hkun Lat / WWF-Myanmar

樹液を集めるため木に切り込みを入れる作業は夜明け前の暗いうちに行われることが多い

この GPSNR の参加には、持続可能な天然ゴムの生産や調達に関する方針策定が要件となり、またそれに基づいた取組の報告や開示も求められることになっている。

2022年7月に開催された第4回総会までに参加企業・団体は220を超え、世界需要の55%を占めるまでに拡大した GPSNR。上記以外にも、生産の大部分を担う小規模農家のキャパシティ・ビルディング、いかにトレーサビリティを確認しサプライチェーン上の潜在的なリスクを理解するかなど、解決は決して容易ではないものの、多くの議論と試みがこのプラットフォームを契機に始まっている。

GPSNR 発足や参加もまた、調達方針の策定と同様にスタートでしかない。しかし残念ながら、こうした枠組みに積極的に加わり、より持続可能な生産と利用へと舵を切った日本企業は限られている。「サプライチェーンのどこにいるか」は、行動を起こさない理由にはならない。天然ゴムに依存するより多くの企業の一日も早い行動が期待される。

大豆

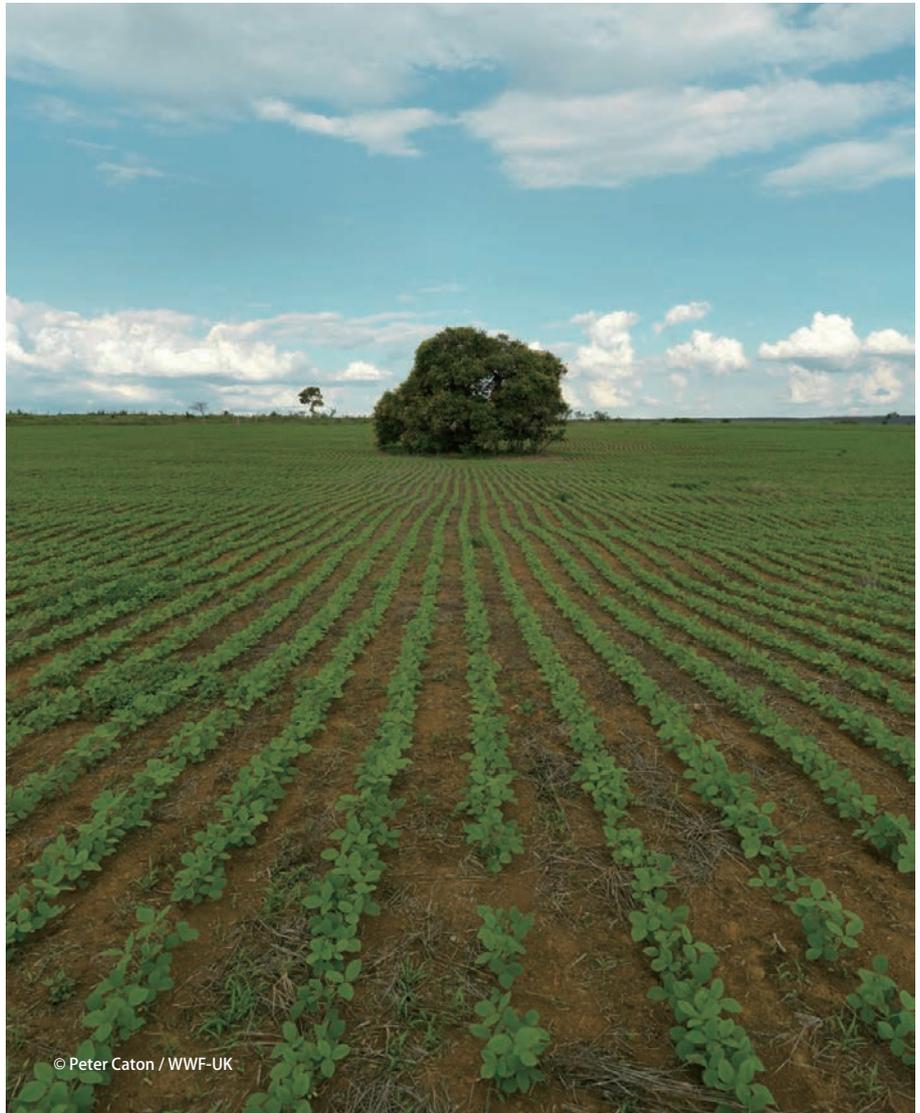
世界生産量の大部分が、人の食用ではなく、家畜の餌として消費されている大豆。大豆製品は植物由来で環境にやさしい原料というイメージとは裏腹に、牛肉、パーム油などと同様に自然破壊を引き起こしているコモディティである事実は日本ではあまり知られていない。

過去30年間で世界中が豊かになるにつれ、畜産物の需要が増え、大豆の消費量も3倍に跳ね上がった。特に中国の消費の伸びは顕著で、国内生産量だけでは、養豚業などによる旺盛な需要を賄うには遠く及ばず、半数以上を輸入に頼っている。近年の傾向としては、中国が毎年輸入する約1億トンの大豆の内、50%前後はブラジル産が占めると推計されている。



図5：大豆の用途別割合
大豆生産は北米と南米に集中しており、世界生産量の8割を占める。全生産量の75%は家畜の餌として消費されており、人の食用となっているのはわずか15%程度。
©WWF

2020年に生産量世界一になったブラジルでは1970年代以降、新たな農地を開拓して生産量を急速に拡大してきた。最大の生産地となったブラジル中央部のセラード地域では、これまでに実に日本の2.5倍の面積が農地に転換されたと言われている。新たに農地となった土地は、それまで人の手がほぼ入らない自然が広がっていた場所であり、隣のアマゾン熱帯雨林と補完し合い、地球規模で気候を安定させ、生物多様性を守る役割を担っていた。しかし、自然が伐採され、一面が大豆などのモノカルチャー農場となった結果、地下水や表土が失われ、乾燥が進み、環境は大きく転換しつつある。かつて栄えていた生物の多くは失われ、近年の干ばつなど気候の変動にもつながっていると考えられている。



ごくわずかに残された自然の周りを大豆農場が取り囲む。ブラジル、セラード

このようにして作られた大豆の消費地までの流通は、他のコモディティと同様に極めて複雑で、生産地から消費地にたどり着くまでに多くの業者をはさむ。消費地では主に大豆油が搾られ、残った大豆粕は家畜などの餌となるが、これらはほとんどの場合、生産農場までのトレーサビリティが取れない状態になっている。日本で消費される大豆をより広く捉えると、海外で大豆を含む餌を与えられて育った家畜の加工品を輸入しているケースも忘れてはならない。

日本ではまだ大豆と大豆製品の調達方針を掲げる企業は数えるほどだが、欧米では穀物メジャーから小売り大手に至るまで、多くの企業がコミットメントを打ち出している。日本で大豆の流通に携わる企業にも、あるカットオフデート以降に森林破壊・土地転換がされた土地で生産された大豆を扱わないという方針を発表し、その進捗を対外的に定期報告することが求められる。大豆製品に関わる全てのサプライチェーンから森林破壊・土地転換を排除し、持続可能な大豆消費への転換が急がれる。

牛肉

地球上の可住地のうち約40%（約42億ヘクタール）が人間の食料のために使われており、更に42億ヘクタール中71%（30億ヘクタール）が家畜の放牧に、約11%（4.6億ヘクタール）が飼料生産（赤身肉、乳製品、家禽類用）に使われている。つまり、食料生産用農地面積の82%が畜産のために利用されている、とWWFは報告⁶している。

放牧地・採草地開発のための森林破壊・土地転換はもちろん、農業や畜産の施業に伴う温室効果ガスの排出も課題となっており、近年欧米を中心に肉食から菜食への転換が叫ばれている理由である。本報告書では、畜産の中でも特に食用とされる牛肉のみに絞って紹介したい。

日本で消費される牛肉は年間約90万トン、6割以上をアメリカ、オーストラリアなどからの輸入に頼っている。また国産牛の飼料（大麦、トウモロコシ、大豆粕など）も輸入割合が高く、日本の牛肉消費による影響の多くは、他のコモディティと同じく海外にある。

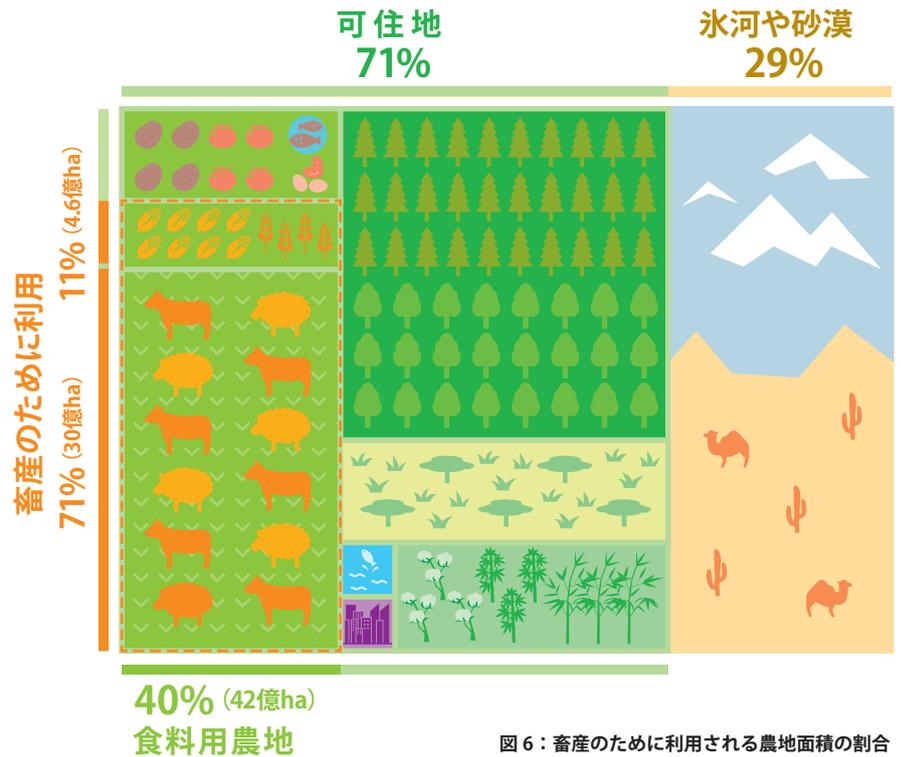


図6：畜産のために利用される農地面積の割合

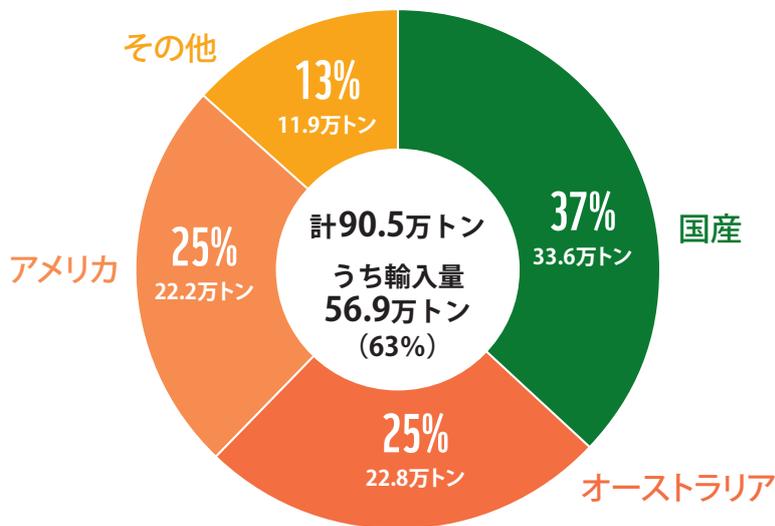


図7：日本の産地別牛肉需要(2021年)
出典：農林水産省「畜産・酪農をめぐる情勢(令和4年10月)」より WWF ジャパン作成

6. Figure24参照 https://wwfint.awsassets.panda.org/downloads/bending_the_curve_the_restorative_power_of_planet_based_diets_full_report_final_pdf.pdf

牛肉生産による森林破壊・土地転換リスクは大きく2つ。1つが放牧地開発による森林破壊・土地転換で、ブラジルのアマゾン・セラードにおける問題が深刻だが、オーストラリアのクイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州でも州政府のデータでは畜産を原因として森林減少が起きていると考えられる。もう1つは、飼料生産による森林破壊・土地転換で日本は飼料の輸入率が高い（2021年度のTDNベースでの濃厚飼料輸入割合概算は87%⁷）上に飼料肥育割合も高いことから潜在的なリスクが大きい。

近年は、輸入牛肉の代替ルートが中南米で開拓されており、ウルグアイやメキシコ等からの輸入が増加傾向にあるが、牛肉の調達方針を持つ企業はまだ少なく、新規開拓時にサステナビリティが担保されているとは言えない。

国際的に統一された信頼できる認証制度が存在しない肉牛においては、AFiに照らしまずはトレーサビリティを取り、農場や放牧地のサステナビリティはもちろん、エサとなる飼料や牧草の確認も重要である。

カカオ

チョコレートの原料であるカカオ。日本が輸入するカカオ豆の77%がガーナ産である⁸。過去30年間で、世界のカカオ生産は約2倍に増加したが、図8のとおり、増加分はほぼ西アフリカ周辺国（コートジボワール、ガーナ、カメルーン、ナイジェリア）でまかなわれている⁹。

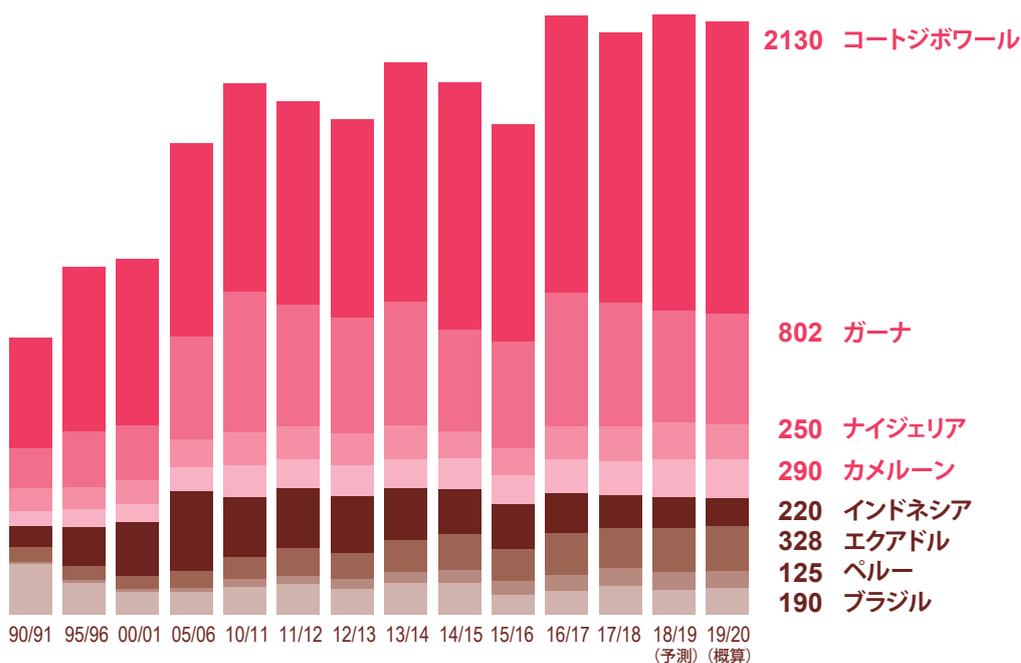


図8：カカオの生産量推移（千トン）

出典：VOICE Network 報告書“cocoa barometer 2020”

7. 農水省「飼料をめぐる情勢」https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/1_siryoy/index.html#kithon

8. http://www.chocolate-cocoa.com/statistics/pdf/index_007.pdf

9. VOICE Network “cocoa barometer 2020” <https://voicenetwork.cc/wp-content/uploads/2021/03/2020-Cocoa-Barometer-EN.pdf>

ガーナやコートジボワールなど西アフリカ諸国で生産されるカカオについては、児童労働など人権・社会面での問題が長年注目されてきた¹⁰が、実は農地拡大や粗放な農法により森林減少の大きな要因にもなっている。ガーナにおける森林被覆面積は、図9のとおり過去10年間で顕著に減少している。森林減少の最大の要因は、カカオ栽培を含む農業である¹¹。

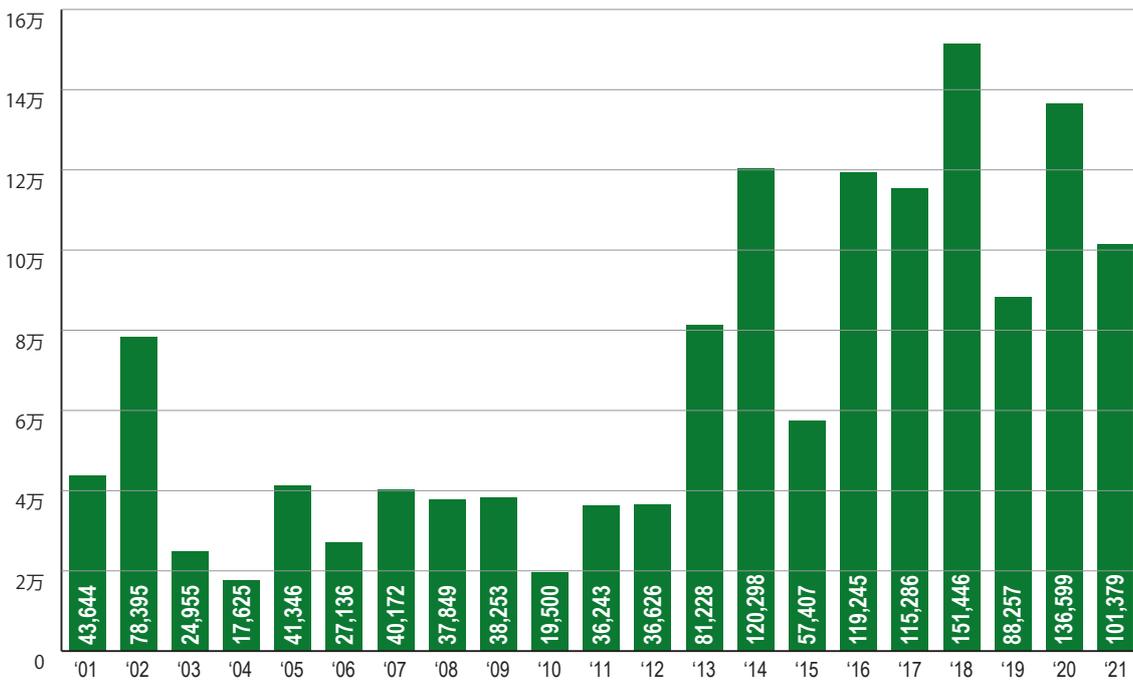


図9：ガーナにおける森林被覆減少面積の経年変化 (ha)
出典：Global Forest Watch

カカオのサステナブル調達に関する要求も、基本的にはパーム油など他の森林コモディティと同じである。原産地で森林破壊や人権問題が起こっていないことを確認するために、まずはトレーサビリティの確立や調達状況の開示などが求められる。

10. Human Development Index (HDI) のランキングでは、192カ国中ガーナは137位、コートジボワールは160位である
<https://worldpopulationreview.com/country-rankings/hdi-by-country>

11. Global Forest Watch データ <https://gfw.global/3fyZ4ni>



2 水産物

水産業は、自然資本に大きく依存する食料生産システムである。またその大部分が海洋という人の目の届きにくいエリアで行われるため、水産資源を含む海洋環境の変化や人為的な影響の把握が非常に困難であり、規制や管理ルールが適切に実行されているかの把握もまた困難となっている。

人口増加とともに水産物への需要は高まっているが、天然漁業による漁獲量はここ30年以上にわたり横ばいである。その需要増加に対する不足分を補うのが養殖業で、いまや天然漁業の生産量に匹敵する産業となっているが、養殖業もまた種苗調達や飼料原料調達において天然の水産資源に依存している。食料農業機関によると、世界の水産資源の30%は過剰漁獲と推計され、その比率は年々増加しており、持続可能な水産業の推進・拡大が求められている。

水産業の環境および社会への影響

影響は漁獲対象となる魚種だけではない。世界の漁獲量の10.9～40.4¹²%は漁獲対象外のため洋上で投棄されている。エビ漁業においては、混獲率84%、水揚げ量の10倍を超える混獲が起こっているとの報告もある¹³。これらの漁獲対象外の生物には、イルカ・クジラ類、鳥類、ウミガメ類なども含まれており、年間数十万頭・羽に上ると推定されている¹⁴。また、海中に放置・流出した漁具によって、長期にわたって水中生物を無差別に捕殺しつづけるゴーストフィッシングも発生しており、海洋環境への影響にとどまらず、経済的な影響をももたらしている¹⁵。

IUU漁業として知られる違法・無報告・無規制漁業も深刻な問題である。世界の年間損害額は100億～235億米ドル、海産物にして1,100万～2,600万トン¹⁶と評価されている。IUU漁業は資源管理の不確実性を増大させるだけではなく、不当に安価で販売されるため、合法的な水産マーケットに不利益を生じさせる。こうしたIUU漁業由来の水産物は日本でも流通しており、輸入の約3割は違法・無報告漁業によるものと推定されている¹⁷。

養殖業もまた自然資本に大きく依存している。サケ類やマダイなど人工種苗が主流となっている魚種もあるが、ブリ類、クロマグロ、ニホンウナギなど、天然種苗への依存度は高い。完全養殖が実用化したクロマグロだが、国内で養殖されるクロマグロの88%（出荷尾数ベース）は依然として天然種苗¹⁸を用いている。魚類養殖に欠かせない飼料もまた天然魚由来の魚粉・魚油を主原料としており、原料の持続可能性を担保しなければならない。

また近年、水産業をめぐる人権侵害も大きな社会問題となっている。エビ加工場において児童を長時間、危険な作業に従事させたり¹⁹、遠洋マグロ漁船において外国人船員を拘束し強制労働やケガや死亡に至らしめる事例等が報告されており²⁰、日本市場にもこうした水産物が少なからず流通している。日本国内でも、急増する外国人労働者の処遇に関して問題が多数報告されており、決して対岸の火事では済まされない。

12. E. Gilman, A. Perez Roda, T. Huntington, S. J. Kennelly, P. Suuronen, M. Chaloupka & P. A. H. Medley (2020) Benchmarking global fisheries discards. Scientific Reports volume 10.

R.W.D. Davies, S.J. Cripps, A. Nickson and G. Porterc (2009) Defining and estimating global marine fisheries bycatch. Marine Policy 33.

13. <https://www.fao.org/3/t4890e/T4890E02.htm>

14. <https://iwc.int/entanglement>

NOAA (2007) Environmental Assessment Sea Turtle Bycatch Reduction Research Activities at the Pacific Islands Fisheries Science Center.

Anderson et al. (2011) Seabird bycatch in longline fisheries.

R. Zydalis et al. (2013) The incidental catch of seabirds in gillnet fisheries: A global review.

15. WWF (2020) ゴーストギアの根絶に向けて -最も危険な海洋プラスチックごみ-

16. Agnew, D.J., J. Pearce, G. Pramod, T. Peatman, R. Watson, J.R. Beddington, and T.J. Pitcher. (2009) Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. PLoS ONE 4 (2)

17. G. Pramoda, T. J. Pitcher & G. Mantha (2017) Estimates of illegal and unreported seafood imports to Japan. Marine Policy 84.

18. https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/saibai/220331_21.html

19. The Asia Foundation and International Labour Organization (2015) Migrant and Child Labor in Thailand's Shrimp and Other Seafood Supply Chains. Labor Conditions and the Decision to Study or Work.

20. <https://ejfoundation.org/news-media/> 奴隷労働 -違法操業漁業による水産物の日本市場への混入の可能性

水産業におけるビジネスリスク

地球温暖化に伴う海洋環境の変化は、水産業にも大きな影響をもたらす。すでに海水温の上昇や海流の変化に伴い、海生動物相の変化、分布域等の変化が起こっており、過剰漁獲等による水産資源の低下と合わせ、生産量の不安定化が起こると予想される。また SDGs やサステナビリティへの関心や認識が広まるにつれ、環境と社会への配慮を欠いた水産物調達ビジネスの継続性へのリスクとなる。さらには、国産・輸入品を問わず人権問題を含む IUU 漁業のリスクは存在することから、水産物を生産・調達する企業は、資材調達も含むサプライチェーン全体におけるリスクの評価と責任ある調達の推進が求められる。

環境と社会に対し責任ある水産物調達を目指すうえで、商社は最低でも以下の項目を実施すべきである。

1. 定期的なリスク評価を行うこと

国内外の様々な産地から多様な水産物調達を行う商社の場合、調達している水産物について、産地、漁法・生産手法ごとに持続可能性の評価を行うことが重要である。水産物の持続可能性とは、① 資源量や合法性だけを確認するのではなく、環境や社会への影響の程度を評価する必要がある。② MSC 認証や ASC 認証など信頼性のある第三者認証の取得状況、③ FishSource²¹ やシーフードガイドなどの総合評価は、水産物の持続可能性を把握するうえで有用である。そうした情報が得られない場合でも、公的機関による資源評価が行われているかや、絶滅危惧種に該当するかなど、より多くの客観的な情報の収集に努め、リスクが高い水産物の調達状況を把握することが重要である。

2. 測定可能で期限を定めた調達目標を設定・開示すること

責任ある水産物調達を推進する企業は、リスク評価に基づき、持続可能性評価の低い水産物の調達を停止または削減し、評価の高い水産物の調達割合を拡大していかなければならない。現在の調達状況から目指すべき将来像（可能であれば持続可能な水産物の 100% 調達）までのシナリオを描き、目標値を定める。目標値は意欲的であることが望ましいが、認証水産物の調達量や改善システムの導入事例数など、達成手法が明確で定量的に測定可能であることが重要である。また調達目標は一般に開示し、達成状況は定期的に評価し公表すること。社会情勢や新たに顕在化したリスク等に対応するため、改善することも忘れてはならない。また NGO や研究者等の第三者によるレビューを含めることが望ましい。

こうした目標達成は自社またはグループだけで完遂することは困難であるため、サプライヤーに対して協力を求めることが重要である。

21. <https://www.fishsource.org/>

3. 信頼性のあるトレーサビリティシステムを導入すること

水産物のサプライチェーンは複雑で、電子化・ネットワーク化が遅れているために、原産地までの遡及に時間を要するだけでなく、不可能であることも多い。複雑で不透明な流通は、IUU 漁業由来の水産物と合法に漁獲された水産物との識別を困難にし、企業さらには水産業自体のリスクを増大させる。2022年に施行される水産流通適正化法に基づき漁獲証明制度の義務化が順次拡大する予定であり、水産物を調達する企業は、原産地・原材料の生産起源までのトレーサビリティシステムを早急に導入し、リスク管理に努めるべきである。信頼性のあるトレーサビリティにはGDSTのKDEsが網羅されることが望ましい。

4. 持続可能性の高い水産物、リスクの低い水産物を優先的に調達すること

持続可能な水産物調達方針を掲げる企業にとって、透明性の高いプロセスで第三者が審査を行う認証水産物の調達は、2で設定した目標達成のための最も確実で有効な手段となる。持続可能な水産物市場は拡大傾向にあり、MSC認証やASC認証などの取得件数も増加している。しかしながら、多種多様な水産物を扱う日本市場においては、認証水産物だけですべて賄うことは難しい。次善の策として以下の要件を満たす漁業・養殖業からの調達を検討したい。

- シーフードガイドでグリーン評価の漁業・養殖業
- 認証の取得を目指したプロジェクト（FIP：漁業改善プロジェクト、AIP：養殖業改善プロジェクト）を実施している漁業・養殖業
- 特に遠洋漁業において、電子モニタリングシステムの導入、監視員の乗船が行われている漁船
- 漁具の適正管理（ゴーストギア対策としてのマーキング、流出時の回収、廃棄物の回収・リサイクル、生分解性素材の使用を含む）を推進する漁業・養殖業

また、上記を調達の要件として組み込むだけでなく、資金的・技術的な支援、自らプロジェクトを立ち上げることも、自社が調達する水産物の持続可能性の積極的な改善手法として行いたい。

日本は国内外から様々な手法によって漁獲・生産された水産物を調達しているが、国・地域や生産手法によっても環境・社会上のリスクは異なり、かつその流通経路は複雑であるため、こうしたリスクは生産現場だけではなく、種苗や飼料の調達、加工流通の様々なポイントで発生している。商社はこうした自社・グループ会社のリスクを正しく把握し、改善を行うとともに、サプライチェーンに対して働きかける責任と役割がある。また、水産物に限った話ではないが、人権に関するガイドラインの作成やグリーンバンス制度を導入する等して、サプライチェーンにおいて人権侵害の防止に努めることも重要である。



3 繊維

繊維産業とコットン生産における 持続可能性課題

衣類、タオル、寝具、家具など様々な用途で日常生活に欠かせない「繊維」。その生産・加工の過程には様々な環境・人権の課題がある。コットンをはじめとした原材料の生産においては大量の水使用、水質汚染、労働者の清潔な水へのアクセス等の課題が広く指摘されている。例えば、綿花等の栽培を目的とした灌漑農業がもたらしたアラブ海の水位低下は、水使用に伴う環境劣化に関して世界でも最も知られる事例である。また繊維製品の加工における、染色・洗濯等の廃水による水質汚染課題も深刻で、世界銀行の試算では世界の工業用水汚染の17～20%の原因が繊維産業由来とされている²²。それに加えて繊維には、上記の様な原材料の生産から加工の一連の行程に限らず、最終製品になった後にも洗濯で水が利用されるなど、水との接点が高い特徴があり、持続可能な繊維産業の実現のためには水負荷の削減の取組みが求められる。

22. Kant, R., Textile dyeing industry: An environmental hazard (2012), p.23

こうした水環境への影響にとどまらず、様々な人権課題が存在するのも繊維産業の特徴だ。主な原料のひとつであるコットンの生産現場、縫製工場等では、長年にわたり児童労働、強制労働、差別、労働衛生や安全管理の課題が指摘されており、こうした人権課題への対応も近年急速に求められる様になった。

こうした背景を受け、欧米の繊維関連企業においては、持続可能性に配慮して生産された「サステナブル・コットン」への調達切り替えや水の目標策定の取組みが既に開始され、また人権の観点でも法規制に基づく人権デューデリジェンス等の対応強化が進んでいる（P.9 “COLUMN 1”参照）。日本ではこうした取組みは未だ非常に限定的であるが、欧米各国における法規制や ESG、ビジネスと生物多様性への関心の高まりなども背景にあり、繊維産業に関わる商社及びサプライチェーンの関連企業による持続可能性の観点での積極的な取組みの重要度と社会的関心は高まっている。

コットン調達に関して求められること

世界の繊維産業においては主要な原材料の持続可能性を高める取組みとして、サステナブル・コットンの積極的な調達が進みつつある。例えば、持続可能な繊維産業の発展を目的とした NGO である「Textile Exchange」²³ は、ブランドやサプライヤーによる 2025 年までのサステナブル・コットンへの調達切り替えを目指した「2025 Sustainable Cotton Challenge」²⁴ の活動を展開。国際的なブランドをはじめとした企業が参画し、2022 年時点で 82 社が 2025 年までの 100% サステナブル・コットンへの調達切り替えをコミットしている²⁵。

23. <https://textileexchange.org/>

24. <https://textileexchange.org/2025-sustainable-cotton-challenge/>

25. Textile Exchange, 4th Annual 2025 Sustainable Cotton Challenge Report, Textile (2022) : https://textileexchange.org/wp-content/uploads/2022/07/2025-Sustainable-Cotton-Challenge_2022.pdf

日本国内では、現状こうした取組みは限定的だが、今後同様の取組みの拡大が必要だ。特に商社は、複雑なサプライチェーンの中で多くの役割を果たし、様々なステークホルダーへの強い影響力を持つため、以下のサステナブル・コットンの調達への積極的な取組みを求めたい。

1. サステナブル・コットンの調達目標を策定・開示すること
2. 調達目標は年限と数値目標を明確に定め、その進捗状況を年次報告等で開示すること
3. サステナブル・コットンの定義を明確に定め、開示すること。特に、BC (Better Cotton)²⁶ やトレーサビリティの取れるオーガニックコットンとして GOTS (Global Organic Textile Standard)²⁷、OCS (Organic Content Standard)²⁸ 等の制度を用いた確認を行うことを推奨する。

なお、コットンのトレーサビリティの確保については、現状の BC、GOTS、OCS 等の制度では十分な解決は出来ないことを付記したい。世界のオーガニックコットンの生産量は全コットン生産の1%前後^{29, 30}とされており、調達の全量を GOTS、OCS 認証に切り替えてトレーサビリティを確保することは難しく、また BC は現状トレーサビリティを担保する仕組みではないためだ。

本来、自然環境・人権の双方の観点から、原材料のトレーサビリティの確保は最も重要な要素の一つだが、現時点では統一的な解決策は存在しないことも事実だ。トレーサビリティの確立に向けては個社のレベルを超えた協働やシステム構築が必要といえ、商社においては、自社の調達の切り替えを進めると同時に、商流に深く関係する特色を活かしてトレーサビリティを高める取組みへ積極的に貢献することにも期待したい。

26. <https://bettercotton.org/>

27. <https://global-standard.org/>

28. <https://textileexchange.org/standards/organic-content-standard/>

29. Vivek et al., Global Market Report: Cotton (2020): <https://www.iisd.org/publications/report/global-market-report-cotton>

30. Textile Exchange, 2020 Organic Cotton Market Report (2020): <https://textileexchange.org/2020-organic-cotton-market-report-ocmr-released-2/>

コットン調達以外の取組みへの期待

上述の通り繊維産業の水負荷は原材料の生産に限らず、染色・洗濯等の工程でも発生する。総合的に水負荷を削減するために、自社の調達の改善に加え以下の取組みも期待する。

1. 特に自社が取り扱う繊維のサプライチェーンに関して Water Risk Filter³¹ 等を用いて水リスクの把握を行うこと。
2. 経営上重要な農園や工場などが位置し、かつ高い水リスクが確認された流域において、自社のサプライチェーンによる水負荷の削減に積極的に関与するとともに、同じ流域で操業している企業・団体・政府機関等のステークホルダーと協力し、流域の水課題の解決に努めること。

「水」は世界に平等に分布するのではなく、地域によって偏在する資源であることから、たとえそれが同じ水量や水質の負荷であっても、流域ごとに異なる影響を及ぼす。そのため、水を取り扱う企業は、自社のサプライチェーンにおいて重要な流域の特定と課題把握を行う必要があり、そのためには Water Risk Filter等のツールを用いた分析が有効だ。

また、水資源は、特定の流域で利用するすべてのステークホルダーによって共有された資源と認識されるべきで、自社のみでの課題解決を越え、流域に関わる全てのステークホルダーが連携・協力し、流域の課題に集団行動でアプローチをする必要があることが指摘されている。こうした取組みを WWF ではウォーターステewardシップ (Water Stewardship)³² と呼び、責任ある水の利用管理を水に関連する企業に働きかけている。商社においても、自社の直接関連する拠点での水負荷の削減に加えて、こうした集団行動への参画が期待される。特に、商社は複雑なサプライチェーンの中で多くのステークホルダーとの密接なつながりを持つ特色をもつことから、繊維産業においては、アパレルブランド等の取引先への持続可能性向上への積極的な働きかけを通じたサプライチェーン全体の持続可能性を高める取組みを期待したい。

最後に、今後、コットン以外の繊維原材料、食料・飲料、ICT・エレクトロニクス、化学等、他の水リスクが高い製品に関しても、同様の対応が国際的に求められていくことが予想される。将来的には自社のマテリアリティに基づく優先セクターに関しても、自社サプライチェーンの水リスクアセスメントを行いウォーターステewardシップを通じた責任ある水の利用管理を行うことを期待する。

31. <https://waterriskfilter.org/>

32. <https://www.wwf.or.jp/activities/opinion/4977.html>

加速する ESG

環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素を考慮した ESG 投資が注目され、大きく広がる要因の一つとなったのは、2006年に策定された『責任投資原則：Principles for Responsible Investment（PRI）』であった。国連のコフィー・アナン元事務総長の呼びかけにより作られたこの原則は、投資家が企業への投資を行なう際に、環境・社会・ガバナンスの要素を考慮し、判断に反映すべきことを盛り込んだものである。その後 PRI は賛同を広げ、2021年時点で3,800以上の金融機関が PRI に署名、その運用資産残高は合計で120兆米ドル以上となっている。

日本で ESG 投資が進化したきっかけの一つは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2015年に PRI に署名した後、2017年から ESG 投資を開始したことと言われている。その後、日本でも投資候補先の企業を ESG の視点からスクリーニングすることや、ESG 指数に連動するファンドに投資をすることなどが盛んになってきた。

一方で、ESG とも関連する重要な動きとして、スチュワードシップ活動、金融機関から投資先への事業活動に対してエンゲージメントを行うという動きがある。投資先へのリスクを管理しようという動機だけではなく、事業会社のサステナビリティを高めていくような方向に対話を行い、変容を促すという取り組みである。そのために金融機関は、例えば気候変動であれば GFANZ（The Glasgow Financial Alliance for Net Zero）と呼ばれる、ネットゼロへの移行を目的に設立された銀行、保険、アセットオー

ナー、運用機関等のイニシアティブの連合体のいずれかに加盟し、投融資の排出量のネットゼロを目指し事業会社との対話を行っている。自然資本であれば、セクターポリシーなどの投融資方針を立て、その方針に基づく投融資を進めるといったことも行われるようになってきた。あるいは、ポジティブインパクトファイナンスといった、投融資時に環境面及び社会面にポジティブなインパクトを生み出す意図がある投融資なども増えている。

金融を通じて環境・社会に前向きな変化を起こすことを目指した取り組みは非常に多様化している。一方で、事業会社に対して、自社ビジネスが気候変動や自然とどのように関係しているのかを適切に開示するよう求める動きも進んできた。気候変動では G20 が主導した気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate related Financial Disclosures：TCFD）の提言が代表的なものである。自然分野では、WWF もファウンディングメンバーである自然関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Nature related Financial Disclosures：TNFD）が 2023年9月に提言を公表するべく、取り組みが進んでいる。TNFD では、サプライチェーンを通じた自然への影響を評価することへのニーズも高まるなど、事業会社の日々の調達、またその持続可能性を確保する取り組みが注目される。商品のトレーサビリティがこれほど金融機関から注目されたことはなく、商品にまつわる環境・社会情報を提供できることの価値がますます高まっている。

責任投資原則（PRI）

原則 1：ESG の課題を投資分析と意思決定プロセスに組み込むこと

原則 2：積極的な株式の所有者として、その所有に関するポリシーと慣行に ESG の問題を組み込むこと

原則 3：投資対象となる事業体に、ESG に関連する課題の適切な情報の開示を求めること

原則 4：投資業界全体でこの原則の受け入れと実行を促進すること

原則 5：原則の実施における効果を高めるため、協力すること

原則 6：各原則の実施に向けた活動と進捗状況について報告すること



4 気候変動

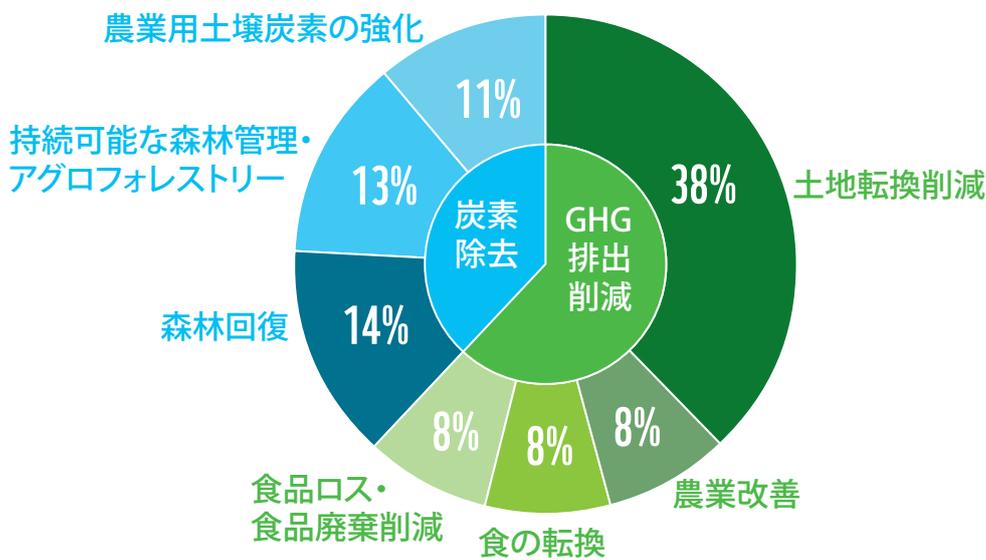
「脱炭素」が一大潮流となる中、企業に求められる気候変動対策も拡大・進化している。この潮流の中で、WWFが企業に期待している点としては、大きく分けて3つある。

削減を約束し、情報開示をする

1つ目は、気候変動対策の目標や計画を策定し、その情報を開示することである。目標や計画は、世界全体の気温上昇を1.5℃に抑えることと整合するような目標でなければならない。国際的な基準としてSBTiがあり、SBTi承認を取得するか、もしくはそれに相当する目標の設定が求められる。5～10年といった短中期での大幅削減目標の承認に加え、長期でのネットゼロ基準での承認も目指すことが必要である。

また、SBTiでは、自社以外のサプライチェーンからの排出量が全体の4割以上を占める場合、スコープ3での目標設定は必須となっている。自社領域だけでなく、バリューチェーン全体を通じての働きかけが重要となっている。スコープ3には15のカテゴリがあり、その1番目は「原材料の調達などを含む購入した・製品サービス」であり、15番目は「投資」である。生物多様性関連分野だけでなく、気候分野においても、「調達」が持つ環境負荷、炭素排出量を意識する必要がある。加えて、特に資源ビジネスへの投資会社としての側面を持つ商社は、この点での取組みにおいても、脱炭素化できるかが問われる。

さらに、SBTiは2022年にFLAGと呼ばれる森林・土地・農業分野での目標設定の「ガイダンス」を発表した³³。森林・土地・農業分野での排出量が全体の2割を超える企業と、農林水産業、食料・飲料関連産業、食料・文具の小売業およびたばこ産業は、FLAGでの目標設定が、（一定の移行期間は設けつつ）原則2023年以降はSBTi承認をとる際に必須になっていく。目標設定の方法には、森林・土地・農業分野の排出量削減（除去量増加）に関して総量で目標を設定する方法と、コモディティごとに（現状対象とできるのは11種）原単位目標を設定する方法の2種類がある。気候変動対策の中での、森林・土地・農業分野の重要性が日に日に強く認識されるようになってきていることの表れであり、食料・農林水産物を多く扱う商社も無縁ではられない。



	農畜産業関連企業	林業関連企業
GHG 排出削減活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林破壊・土地転換 ● 泥炭火災 ● 堆肥化 ● 腸内メタン ● 肥料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 稲作 ● 農機具 ● 土壌劣化 ● 動物性たんぱく質消費 ● 食品ロス／廃棄
炭素除去活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 農場と牧草地での土壌炭素隔離 ● 保全のための区画確保 ● アグロフォレストリー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 林間放牧 ● バイオ炭

図 11：FLAG セクターにおける緩和可能性とサプライチェーンにおける緩和可能性のある活動
出典：FLAG ガイダンス

33. ガイダンスにおいて、FLAGの目標設定をする企業は、2025年までに森林破壊ゼロを達成することを方針として公表する必要があり、さらに、その方針はAFiに沿って設定されることが強く推奨されている。https://sciencebasedtargets.org/sectors/forest-land-and-agriculture

開示については、TCFDからの提言が国際的なスタンダードとなって久しいが、日本では賛同企業は多いものの、実際の開示状況は十分とは言えない。仮に開示がなされていたとしても、形式を満足することだけに重きが置かれ、機会やリスクの分析を本当に企業の戦略に盛り込まれているかどうか重要である。また、排出量の公表にあたって、第三者検証を得て、客観性を担保しているかどうか重要である。

計画を実施し、進捗を公開する

2つ目は、目標や計画に沿って着実に対策を実施し、それを公開することである。近年はさすがに少なくなったが、かつては目標としてCO2削減目標を書きおきながら、排出量の報告がないようなケースもあった。そこまで極端ではないにしても、目標に対する進捗を客観的に確認できるような情報公開が必要である。また、個別の工場における再エネ・省エネ設備や技術の導入事例の紹介にとどまらず、全体の排出量傾向に対してどのように対策が影響しているのかが分かることが望ましい。近年は、実際の取組みに対する監視の目も厳しくなっており、実施の十全性について、国際的な基準等で問われるようになる日も近い。

政府・社会に対して、提言を行う

3つ目は、自社のみでは達成し得ない制度構築や政策導入について、政府や社会に対して提言をすることである。脱炭素に向けて日本全体、世界全体で向かう時、当然、一企業のみでできることには限界がある。例えば、政府がエネルギー政策を転換しなければ、いつまで経っても電力の原単位は改善しない。また、取組みを率先して行った企業が損をせず、評価されるような環境を整備する意味でも、脱炭素に向けて必要な政策導入を訴える必要がある。WWFも参加する気候変動イニシアティブ（JCI）やJCLPの様なアライアンスを通じて、積極的に提言（advocate）を行うことが重要である。

2022年のCOP27期間中に発表された国連の『[非国家主体の排出量正味ゼロ・コミットメントに関するハイレベル専門家グループ](#)』報告書においても、その10の提言の6番目は「ロビー活動やアドボカシー活動を統合させること」であり、国際的な基準の中でも、この点が求められるようになってきている。

安易なカーボン・クレジット依存を避ける

これらに加えて、近年の傾向に関する注意点としては、カーボン・クレジットへの依存がある。「ネットゼロ」目標設定が、先進企業の間で当然視される様になったことで、様々な企業が「ネットゼロ」「カーボニュートラル」などを主張する様になった。文字通り（物理的に）排出量をゼロにすることが見通せている企業が少ない中で、ゼロを達成するための手段としてのカーボン・クレジットの活用により再び注目が集まる様になってきた。

ただし、これには注意が必要である。たしかに、SBTiのネットゼロ基準でも、90%以上の削減を求め一方で、最終的な残余排出量の中立化に一部クレジット利用を認める可能性を示唆している。しかし、目下重要なのは、10%未満の残余排出量の中立化に何を頼ることができるかの議論に拘泥することより、「90%以上の削減」をどうやって着実に達成できるかである。残余排出量の中立化に備えることは大事であり、特に除去に関して森林吸収源を期待するのであれば早期にとりかかる必要はあるものの、それは今後形成されていくルールを横に見ながら、90%以上の削減を確保することにまずは注力してからでも遅くはない。



© Antonio Busiello / WWF-US

「人と自然が共存できる社会の実現」のために

これまで述べてきたように、企業が自然環境や人権に配慮した生産そして調達を、自らの責任として行なうことへの社会的な要求はかつてなく高まっている。EU 森林破壊防止法のような新たな法規制、国際的なスタンダードとなりつつある TNFD や SBTN などの新たなフレームワークは、企業が環境に対する責任から免れる余地などはなく、森林破壊や土地転換に立ち向かうコミットメントを調達方針という形で公表し、方針に整合する目標を確実に運用し、進捗について透明性をもって開示することが求められていることを物語っている。

しかしその一方で、多くの生産現場もまた、トレーサビリティに関する課題や小規模な生産農家の貧困や知識不足といった一朝一夕では解決しない多くの課題を抱えている。

人と自然が共生できる社会の実現を目指す WWF は、生産と利用の両方の側面から、複雑に絡み合う課題の正しい理解、科学に基づいた情報発信、そして持続可能性を高めるための活動を世界各地で行なってきた。しかしこうした市民社会の力もまた限られており、今後も悪化が予測される地球規模の気候危機、そして生物多様性の損失に歯止めをかけるには遠く及ばない。

この状況を打開するために必要なことは、垣根を越えた協働やこれまでに不可能であったことも可能にするイノベーション、そしてその挑戦を可能にする投資である。地球の自然を守り、また人々の暮らしを守るために、今まさにそのデッドラインが迫っている。

本レポートが、持続可能な調達を実践する企業にとって有用な手引きとなることを期待したい。



用語集

AFi (Accountability Framework initiative) : P.13 “COLUMN 2” 参照

森林破壊ゼロを目指す企業が、業界を超えて共通のゴール、共通の言語、共通の手順によって取組みを進めるためのフレームワーク。方針策定と効果的な目標設定、実施、モニタリングの方法などについて手順を示している。

DCF (Deforestation and Conversion Free) :

「森林破壊と土地転換のない」の意味。人間による活動が、森林を破壊しないだけでなく、その他の生態系への悪影響も避けるべきという考え。農林畜産物の生産地開発が、森林だけでなく、草原やサバンナといった生態系でも拡大しており、その環境やそこに暮らすコミュニティの生活に深刻な影響を及ぼしていることに着目し、欧米の政策などでも取り上げられ始めている考え方。

デューデリジェンス (Due Diligence, DD) :

事業者が、生産者やサプライヤーの責任にせず自己の責任として、情報収集を行い、リスクを評価して、然るべきリスク低減措置を取ること

FLAG (Forest, Land and Agriculture) :

SBTi (Science Based Target Initiative) における FLAG プロジェクトは、農林畜産業など土地集約型セクターの企業が、パリ協定の目標に沿って科学的根拠に基づく目標を設定するため、ツールやガイダンスを含むアプローチのこと。農業、森林、その他の土地利用セクター (AFOLU) からの温室効果ガス (GHG) の排出量は全排出量中 22% を占め、うち半分が農業からとされる。そのため SBTi において、FLAG に関わる企業の GHG 排出削減は重要である一方、その算定や目標設定の検討に時間を要していたが、2022 年 9 月ガイダンスが公開された。SBTi とは <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/409.html>

FPIC (Free, Prior and Informed Consent) :

「自由で、事前の、十分な情報に基づいた同意」。先住民や慣習的に特定の土地を利用してきた地域住民たちが、法的、伝統的または慣習的な権利をもつ土地に影響を与える可能性のあるプロジェクトに対し、同意を与えたり、留保することができる権利。同意はプロジェクトや計画などが実施される前に求められ (事前)、独立して決定され (自由)、文化的に適切な方法で正確かつタイムリーで十分な情報に基づいて提供される必要がある、という考え方。自由、事前、十分な情報、という 3 つの要素は相互に関連しており、意思決定プロセスの条件となる。

詳細は FAO のマニュアル参照。 <https://www.fao.org/3/i6190e/i6190e.pdf>

HCV (High Conservation Value) :

絶滅危惧種や重要な生態系、地域社会のニーズなど、その森林や場所が持つ高い保護価値のこと。生産現場の自然環境を維持し、重要な環境・社会の価値を高めるために重要な概念である。詳細は HCV リソースネットワークのホームページを参照。 <https://hcvnetwork.org/>

HCS (High Carbon Stock) :

HCV に追加して守るべき土地を、炭素貯蓄量から見てアセスメントし保全すべきという考え方。HCS 特定のためのツールについては、High Carbon Stock Approach ホームページを参照。同サイトでは、幼齢林以上は高炭素蓄積林とみなしている。 <http://highcarbonstock.org/the-hcs-approach-toolkit/>

NDPE (No Deforestation, No Peat, No Exploitation) :

農産物、特にパーム油の生産に関連してよく見られる方針。一般的に、HCV、HCS、泥炭地の開発禁止、既に開発してしまっている場合は、適切な管理もしくは回復が必要となる。また地域コミュニティや先住民の人権尊重、FPIC、労働者の権利保護といった人権面も内包する。方針を策定する企業自身がステークホルダーと協議し、農産物の生産による環境・社会面の影響を理解した上で、取り組むべき課題を洗い出すことが重要である。

森林減少 :

人間活動や火災など、理由に関わらず、自然林だった森が減少する事象。

森林破壊 :

自然林が、農地や産業用植林地など森林以外の土地利用に転換されたり、深刻かつ継続的な劣化により消失すること。

森林劣化 :

元々の森林生態系が、皆伐されないまでも、何らかの理由により機能が著しく衰えてしまい、元の森林が提供していた水や空気の浄化や生物の棲み処としての役割を果たせなくなる。気候変動による気温上昇や火災頻発も原因となりうるが、特定の樹種を狙った部分的な伐採 (とそれに伴う道路などのインフラ整備) が大きな要因。

参照 : <https://www.worldwildlife.org/stories/what-is-forest-degradation-and-why-is-it-bad-for-people-and-wildlife>

ランドスケープ :

自然生態系のみで分類せず、人間の政治・経済など社会的な要素も含めた社会生態システム。

データ集

凡例：●できている、または、他社より進んでいる
 ●一部できている
 ●全くできていない、または、存在すらしていない

		伊藤忠商事株式会社			住友商事株式会社		双日株式会社		豊田通商株式会社			丸紅株式会社			三井物産株式会社			三菱商事株式会社		
		木	紙パルプ	パーム油	木	パーム油	木	紙パルプ	紙パルプ	パーム油	木	紙パルプ	パーム油	木	紙パルプ	パーム油	木	紙パルプ	パーム油	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある																		
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている																		
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている																		
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている																		
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある																		
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている																		
	P-7	目標年の妥当性																		
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している																		
	P-9	グループ全体を対象としている																		
	P-10	【木材のみ】ボード類が含まれている																		
	P-11	【パーム油のみ】アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている																		
	P-12	合法性の確認																		
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPEの記載がある																		
	P-14	【木材・紙パルプのみ】カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）																		
	P-15	HCVの開発禁止																		
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】HCSの開発禁止																		
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】泥炭地の開発禁止																		
	P-18	FPICの遵守（IPLCの権利尊重）																		
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある																		
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある																		
	P-21	【紙パルプのみ】製品単位ではない企業単位のDD/リスク回避について、判断基準の明確な記載がある																		
	P-22	すべて断言型になっている																		
	P-23	トレーサビリティの精度																		
運用	I-1	個別調達方針を確認するためのDD手法がある																		
	I-2	DD項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている																		
	I-3	DD手法をPDCAで改善する仕組みがある																		
	I-4	DDプロセス運用改善を目的に、定期的に有識者やNGO/CSOなどの外部意見を取り入れている																		
	I-5	グリーンパス窓口を設定している																		
	I-6	【木材のみ】産地のリスクについての考え方が記載されている																		
	I-7	【パーム油のみ】RSPOに正会員として加盟している																		
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている																		
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している																		
開示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している																		
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性																		
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性																		
	R-4	DDプロセスの結果																		
	R-5	トレーサビリティの確認状況																		
	R-6	【パーム油のみ】ミルリストの公開																		
	R-7	グリーンパスの運用状況																		
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している																		
	R-9	【パーム油のみ】RSPO年次報告書の掲載／報告書へのリンク																		

伊藤忠商事株式会社		木 材	紙 パル プ	パ ー ム 油	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●
	I-5	グリーバン窓口を設定している	●	●	●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	●	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●
開示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	●	●	●
	R-7	グリーバンスの運用状況	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●

住友商事株式会社		木 材	パ ー ム 油	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●
	I-5	グリーバン窓口を設定している	●	●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●
開示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	●	●
	R-7	グリーバンスの運用状況	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●

双日株式会社		木 材	紙 パル プ
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	● ●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	● ●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	● ●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	● ●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	● ●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	● ●
	P-7	目標年の妥当性	● ●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	● ●
	P-9	グループ全体を対象としている	● ●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	● ●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	● ●
	P-12	合法性の確認	● ●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	● ●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	● ●
	P-15	HCV の開発禁止	● ●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	● ●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	● ●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	● ●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	● ●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	● ●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	● ●
	P-22	すべて断言型になっている	● ●
	P-23	トレーサビリティの精度	● ●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	● ●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	● ●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	● ●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	● ●
	I-5	グリーバンズ窓口を設定している	● ●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	● ●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	● ●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	● ●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	● ●
開示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	● ●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	● ●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	● ●
	R-4	DD プロセスの結果	● ●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	● ●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	● ●
	R-7	グリーバンズの運用状況	● ●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	● ●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	● ●

豊田通商株式会社		紙 パル プ	パ ー ム 油
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	● ●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	● ●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	● ●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	● ●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	● ●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	● ●
	P-7	目標年の妥当性	● ●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	● ●
	P-9	グループ全体を対象としている	● ●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	● ●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	● ●
	P-12	合法性の確認	● ●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	● ●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	● ●
	P-15	HCV の開発禁止	● ●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	● ●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	● ●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	● ●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	● ●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	● ●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	● ●
	P-22	すべて断言型になっている	● ●
	P-23	トレーサビリティの精度	● ●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	● ●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	● ●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	● ●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	● ●
	I-5	グリーバンズ窓口を設定している	● ●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	● ●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	● ●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	● ●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	● ●
開示	R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	● ●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	● ●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	● ●
	R-4	DD プロセスの結果	● ●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	● ●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	● ●
	R-7	グリーバンズの運用状況	● ●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	● ●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	● ●

丸紅株式会社		木 材	紙 パル プ	パ ー ム 油	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／ NDPE の記載がある	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●
	I-5	グリーンバンス窓口を設定している	●	●	●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	●	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●
開示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	●	●	●
	R-7	グリーンバンスの運用状況	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●

三井物産株式会社		木 材	紙 パル プ	パ ー ム 油	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／ NDPE の記載がある	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●
運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●
	I-5	グリーンバンス窓口を設定している	●	●	●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	●	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●
開示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	●	●	●
	R-7	グリーンバンスの運用状況	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●

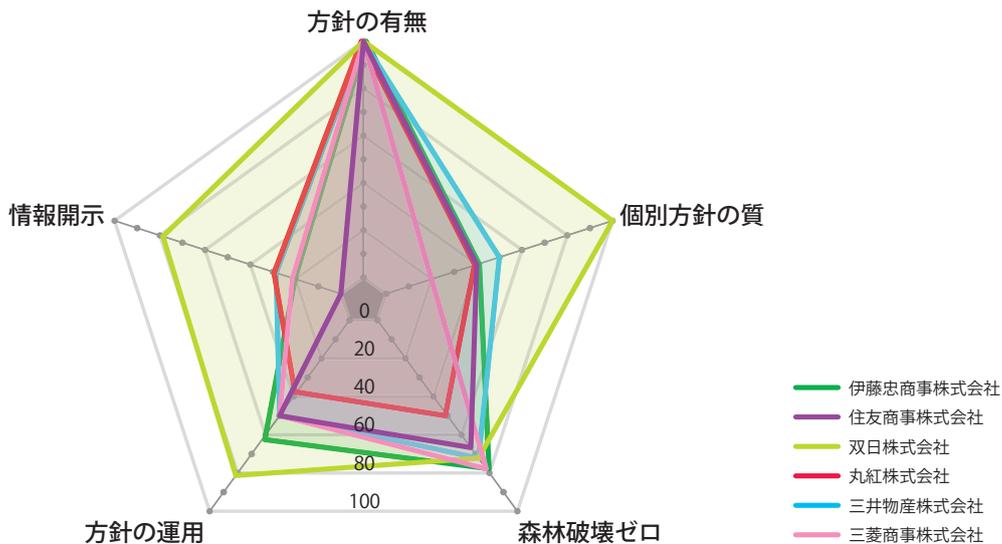
三菱商事株式会社		木 材	紙 パル プ	パ ーム 油	
方 針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●
	P-12	合法性の確認	●	●	●
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCS の開発禁止	●	●	●
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●
	P-21	【紙パルプのみ】 製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●
運 用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●
	I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●
	I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●
	I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●
	I-5	グリーバンズ窓口を設定している	●	●	●
	I-6	【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●
	I-7	【パーム油のみ】 RSPO に正会員として加盟している	●	●	●
	I-8	森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●
	I-9	サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●
開 示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●
	R-6	【パーム油のみ】 ミルリストの公開	●	●	●
	R-7	グリーバンズの運用状況	●	●	●
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●
	R-9	【パーム油のみ】 RSPO 年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●

木 材		伊藤忠商事 株式会社	住友商事 株式会社	双日 株式会社	丸紅 株式会社	三井物産 株式会社	三菱商事 株式会社	
方 針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●	●	●	
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●	
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●	
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●	
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●	
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●	
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●	
	P-10	【木材のみ】 ボード類が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●	
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●	●	●	
	P-14	【木材・紙パルプのみ】 カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●	●	●	
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●	●	●	
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●	
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●	
	運 用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●	●	●
		I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●
		I-3	DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●	●	●
		I-4	DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●
I-5		グリーバン窓口を設定している	●	●	●	●	●	
I-6		【木材のみ】 産地のリスクについての考え方が記載されている	●	●	●	●	●	
I-8		森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●	
I-9		サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●	
開 示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●	
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●	
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●	
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●	●	●	
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●	
	R-7	グリーバンの運用状況	●	●	●	●	●	
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●	
			伊藤忠商事 株式会社	住友商事 株式会社	双日 株式会社	丸紅 株式会社	三井物産 株式会社	三菱商事 株式会社

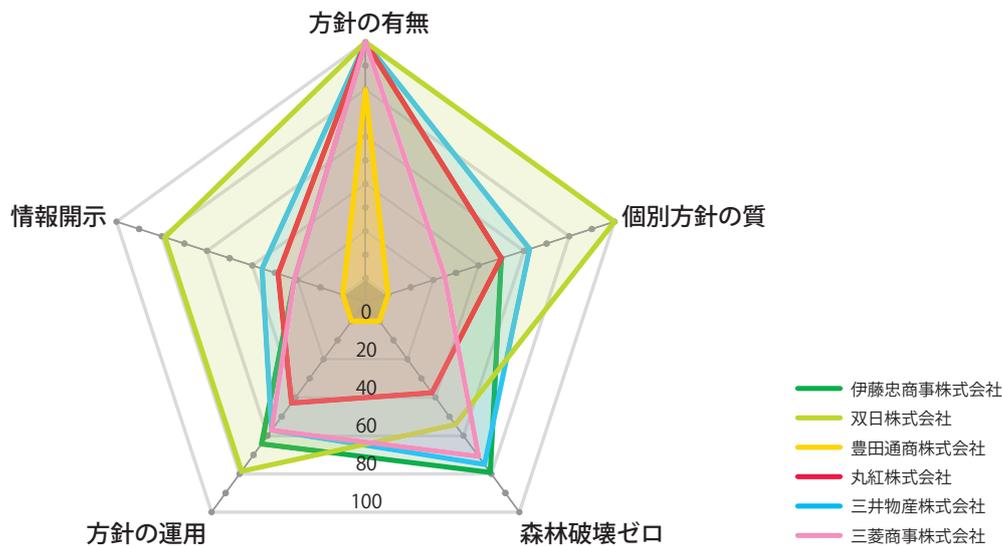
紙パルプ		伊藤忠商事株式会社	双日株式会社	豊田通商株式会社	丸紅株式会社	三井物産株式会社	三菱商事株式会社	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●	●	●	
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●	
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●	
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●	
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●	
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●	
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●	
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●	
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPE の記載がある	●	●	●	●	●	
	P-14	【木材・紙パルプのみ】カットオフについての記載がある（ある場合は何年か）	●	●	●	●	●	
	P-15	HCV の開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】HCS の開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】泥炭地の開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-18	FPIC の遵守（IPLC の権利尊重）	●	●	●	●	●	
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-21	【紙パルプのみ】製品単位ではない企業単位の DD/ リスク回避について、判断基準の明確な記載がある	●	●	●	●	●	
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●	
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●	
	運用	I-1	個別調達方針を確認するための DD 手法がある	●	●	●	●	●
		I-2	DD 項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●
I-3		DD 手法を PDCA で改善する仕組みがある	●	●	●	●	●	
I-4		DD プロセス運用改善を目的に、定期的に有識者や NGO/CSO などの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●	
I-5		グリーンバンス窓口を設定している	●	●	●	●	●	
I-8		森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●	
I-9		サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●	
開示	R-1	毎年 1 回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●	
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●	
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●	
	R-4	DD プロセスの結果	●	●	●	●	●	
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●	
	R-7	グリーンバンスの運用状況	●	●	●	●	●	
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●	
			伊藤忠商事株式会社	双日株式会社	豊田通商株式会社	丸紅株式会社	三井物産株式会社	三菱商事株式会社

パーム油		伊藤忠商事株式会社	住友商事株式会社	豊田通商株式会社	丸紅株式会社	三井物産株式会社	三菱商事株式会社	
方針	P-1	サステナビリティ方針（全体方針）がある	●	●	●	●	●	
	P-2	別途人権方針がある／全体方針に含まれている	●	●	●	●	●	
	P-3	労働安全衛生に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-4	先住民や地域コミュニティの権利に関する方針が含まれている	●	●	●	●	●	
	P-5	個別コモディティの持続可能な調達に関する個別方針がある	●	●	●	●	●	
	P-6	個別方針は、全体方針を達成する手段として、下に位置付けられている	●	●	●	●	●	
	P-7	目標年の妥当性	●	●	●	●	●	
	P-8	方針や目標と整合するマイルストーンを設定している	●	●	●	●	●	
	P-9	グループ全体を対象としている	●	●	●	●	●	
	P-11	【パーム油のみ】 アブラヤシ由来成分を含む全商品を対象としている	●	●	●	●	●	
	P-12	合法性の確認	●	●	●	●	●	
	P-13	森林破壊ゼロ／NDPEの記載がある	●	●	●	●	●	
	P-15	HCVの開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-16	【紙パルプ・パーム油のみ】 HCSの開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-17	【紙パルプ・パーム油のみ】 泥炭地の開発禁止	●	●	●	●	●	
	P-18	FPICの遵守（IPLCの権利尊重）	●	●	●	●	●	
	P-19	サプライチェーン上の労働安全衛生に関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-20	サプライチェーン上の児童労働・強制労働などに関する記載がある	●	●	●	●	●	
	P-22	すべて断言型になっている	●	●	●	●	●	
	P-23	トレーサビリティの精度	●	●	●	●	●	
	運用	I-1	個別調達方針を確認するためのDD手法がある	●	●	●	●	●
		I-2	DD項目に森林破壊ゼロに関する要素が設定されている	●	●	●	●	●
		I-3	DD手法をPDCAで改善する仕組みがある	●	●	●	●	●
I-4		DDプロセス運用改善を目的に、定期的に有識者やNGO/CSOなどの外部意見を取り入れている	●	●	●	●	●	
I-5		グリーンバンス窓口を設定している	●	●	●	●	●	
I-7		【パーム油のみ】RSPOに正会員として加盟している	●	●	●	●	●	
I-8		森林破壊ゼロに関して、サプライヤーに個別調達方針を説明・共有するなどのコミュニケーションを行っている	●	●	●	●	●	
I-9		サプライヤーの森林破壊ゼロに関するコミットメントを確認している	●	●	●	●	●	
開示		R-1	毎年1回定期的に何らかの進捗報告を開示している	●	●	●	●	●
	R-2	タイムバウンドプランとの整合性	●	●	●	●	●	
	R-3	個別調達方針に対する進捗報告内容の網羅性	●	●	●	●	●	
	R-4	DDプロセスの結果	●	●	●	●	●	
	R-5	トレーサビリティの確認状況	●	●	●	●	●	
	R-6	【パーム油のみ】ミルリストの公開	●	●	●	●	●	
	R-7	グリーンバンスの運用状況	●	●	●	●	●	
	R-8	達成割合や調達量など数値を公開している	●	●	●	●	●	
	R-9	【パーム油のみ】RSPO年次報告書の掲載／報告書へのリンク	●	●	●	●	●	
		伊藤忠商事株式会社	住友商事株式会社	豊田通商株式会社	丸紅株式会社	三井物産株式会社	三菱商事株式会社	

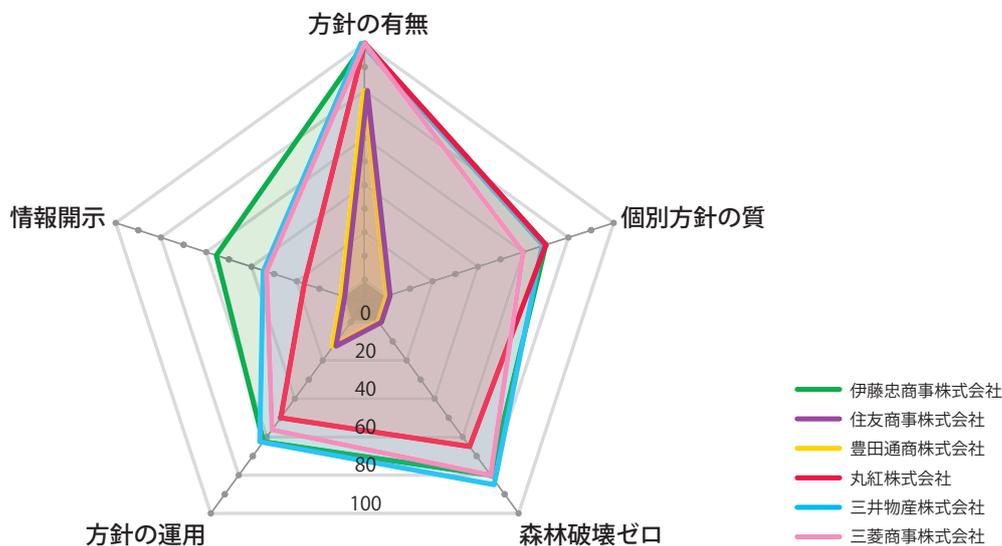
木材



紙パルプ



パーム油





人と野生生物が共に自然の恵みを
受け続けられる世界を目指して、
活動しています。

together possible™ wwf.or.jp

© 1986 Panda symbol WWF – World Wide Fund For Nature (Formerly World Wildlife Fund)
 ® “WWF” is a WWF Registered Trademark. WWF, Rue Mauverney 28,
 1196 Gland, Switzerland – Tel. +41 22 364 9111; Fax. +41 22 364 0332.

詳細やお問い合わせについては、WWF日本のウェブサイト www.wwf.or.jp をご覧ください